

令和元年第2回大分県議会定例会
予算特別委員会会議記録（第3号）

1 委員会を開催した年月日、時刻及び場所

令和元年7月22日
 午前10時02分から
 午後2時35分まで
 本会議場において

2 出席した委員の氏名

委員長	古手川正治
副委員長	木付親次
志村学	井上伸史
清田哲也	今吉次郎
阿部長夫	太田正美
衛藤博昭	森誠一
大友栄二	井上明夫
鴛海豊	三浦正臣
土居昌弘	嶋幸一
濱田洋	元吉俊博
末宗秀雄	御手洗吉生
阿部英仁	成迫健児
高橋肇	木田昇
羽野武男	二ノ宮健治
守永信幸	藤田正道
原田孝司	小嶋秀行
馬場林	尾島保彦
玉田輝義	平岩純子
吉村哲彦	戸高賢史
河野成司	猿渡久子
堤栄三	荒金信生
後藤慎太郎	

3 欠席した委員の氏名

浦野英樹

4 出席した委員外議員の氏名

なし

5 出席した県側関係者

総務部参事監兼財政課長 佐藤 章

福祉保健部長 廣瀬 高博
 福祉保健部審議監 伊東 雅人
 福祉保健部参事監兼 藤内 修二
 健康づくり支援課長 二日市聖子
 福祉保健部参事監兼 幸 清二
 障害福祉課長 高塚 秀夫
 福祉保健企画課長 一丸 淳司
 保護・監査指導室長 北村 浩一
 医療政策課長 山口 哲市
 薬務室長 黒田 光代
 国保医療課長 御手洗洋子
 高齢者福祉課長 藤丸 邦彦
 こども未来課長 渕野 勇
 こども・家庭支援課長 首藤 丈彦
 障害者社会参加推進室長 柳井 孝則
 福祉保健企画課総務企画監 於久 浩
 医療政策課地域医療政策監

障害福祉課参事
 土木建築部長 湯地三子弘
 土木建築部審議監 藤田 和徳
 土木建築部審議監 和田 敏哉
 土木建築部参事監兼 山本 真哉
 建設政策課長 藤崎 裕司
 土木建築部参事監兼 道路保全課長 渡辺 柄彦
 土木建築企画課長 後藤 裕司
 公共工事入札管理室長 紫村 宗仁
 工事検査室長 但馬 淳
 用地対策課長 種蔵 史典
 道路建設課長 古庄 和紀
 河川課長 外池 正博
 港湾課長 高橋 浩一
 砂防課長 岡本 文雄
 都市・まちづくり推進課長 三村 一
 公園・生活排水課長 樋口 邦彦
 建築住宅課長 大野 雄司
 公営住宅室長 中園 幸治
 施設整備課長 木許 英昭
 土木建築企画課総務調整監 亀山 英弘
 建設政策課企画調整監

道路建設課 高速交通ネットワーク推進監 河川課防災調整監	田中 修 広津留慶朗
港湾課ポートセールス推進監 都市・まちづくり推進課 景観・まちづくり推進監 建築住宅課安心住まい推進監 土木建築企画課参事	八坂 悦朗 河野 晴至 桑田 一敏 秋月 宏昭

6 付託事件

第52号議案から第54号議案まで

7 会議に付した事件の件名

- ① 福祉保健部関係予算
- ② 土木建築部関係予算

8 議事の経過

→…←

木付副委員長 おはようございます。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、この際、付託された予算議案を一括議題として、これより福祉保健部関係予算の審査に入ります。

執行部に申し上げます。

説明は、主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭をお願いします。

→…←

福祉保健部関係

木付副委員長 それでは、福祉保健部関係予算について執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、福祉保健部関係について説明します。

お手元の令和元年度福祉保健部予算概要の1ページをお開きください。

まず予算の概要ですが、県政推進指針を踏まえて、五つの柱を掲げています。

1の子育て満足度日本一の実現では、多様なニーズに対応した子育て環境の充実とともに、児童虐待防止の強化、若者の結婚、出産等の希望の実現を通じ、子育て満足度日本一を目指します。

2の健康寿命日本一の実現では、県民参加型の健康づくり運動の推進、誰もがいつでも、ど

こに住んでいても適切なサービスを受けられる医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を図り、健康寿命日本一を目指します。

3の障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進では、障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、障がい者に対する理解の促進をはじめ、サービス提供体制の充実等を図るとともに、障がい者雇用率日本一への早期復帰と、さらなる工賃向上を目指します。

4の地域社会の再構築では、少子高齢化の進行に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能が低下する中、地域力を結集し、人と人のつながりの再構築を推進します。

最後に、5の災害に強い社会づくりと県土の強靱化による防災力の強化では、一昨年九州北部豪雨や台風第18号、平成30年7月豪雨による被災を踏まえて、災害対応に精通した福祉人材の育成に取り組むほか、南海トラフ地震の発生に備え、要配慮者が安全に避難できる体制づくりを推進します。また、県民の生命と健康を脅かす健康危機に対し、迅速に対応できる体制の整備等を図ります。

次に3ページ、今回の補正予算案ですが、表頭の左から2番目、予算額（A）の福祉保健部①、7月補正の欄のとおり、5億3,018万8千円です。既決予算1,005億4,572万8千円を加えると、予算総額は1,010億7,591万6千円となり、これを表の右側、30年度当初予算額（B）と比較すると、49億7,534万7千円、率にして5.2%の増となっています。

この主な理由としては、高齢化の進行等に伴う医療・介護給付費の増や、本年10月から実施予定の国の幼児教育無償化の影響等に伴う社会保障関係費の増、また、市町村の整備計画に基づく小規模特養等の整備が今年度集中することによる介護施設整備費の増、加えて、県立病院精神医療センターの工事が本格化することなどによるものです。

次に54ページ、主な事業について説明します。

54ページの一番上、みんなで進める健康づ

くり事業費920万2千円です。この事業は、健康寿命を延伸させるため、県民自らが主体的に健康づくりに取り組む機運を醸成するとともに、多様な主体と協働し、誰もが健康的な生活習慣を実践できる社会環境を整備し、健康寿命日本一を目指すものです。今回の補正予算では、事業概要欄のマル特の温泉を活用した健康寿命延伸モデル事業のとおり、昨年5月の世界温泉地サミットにおいて、温泉を生活習慣病の予防や美容等、健康増進分野へ活用するなど、裾野の拡大が重要であることが確認されたことを踏まえて、温泉入浴効果の収集や発信を行うほか、県民の休養、心の健康対策として、温泉を活用した健康増進プログラムの創出に取り組む市町村を支援します。

次に65ページ、一番上の外国人介護人材確保対策事業費1,716万9千円です。この事業は、県内の介護人材不足に対応するため、外国人人材が円滑に就労、定着できるよう取組を行うものです。

具体的には、事業概要欄の二つ目の二重マルのとおり、介護職種における技能実習生及び特定技能外国人に対して集合研修等を実施するとともに、技能実習生の円滑な受入れを支援するため、受入施設や事業所にアドバイザーを派遣します。また、四つ目の二重マルでは、本県に対し優秀な外国人人材の円滑な送り出しが図られるよう、来年度開設予定の本県へ介護人材を送り出す現地教育機関の講師候補者を現地から受け入れ、県内の介護施設等において日本式介護教育の実習などを実施します。

次に72ページ、一番上の介護労働環境改善事業費4,517万3千円です。この事業は、介護従事者の負担を軽減し離職防止を図るため、介護現場の働きやすい職場環境の整備を支援するものです。今回の補正予算では、一つ目の二重マルのとおり、介護サービス事業の管理者等に対して、ICT化など働き方改革を促す研修を実施するとともに、二つ目の二重マルのとおり、介護サービス事業所の業務効率化となる書類作成業務等のICT導入経費の一部を助成します。また、三つ目の二重マルの二つ目のポツ

のとおり、介護職員の離職要因となっている腰痛対策として、ノーリフティングケア、持ち上げない、抱え上げない介護に取り組む施設に対し、福祉機器の導入経費の一部を助成します。

次に82ページ、一番下の大分にここにこ保育支援事業費1億4,157万5千円です。この事業は、保育を必要とする世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児の保育料を軽減する市町村に対し助成するものです。今回の補正予算では、二つ目の二重マルのとおり、本年10月から実施される幼児教育無償化に合わせ、3歳未満児の第2子保育料をこれまでの半額免除から全額免除に拡充します。

次に83ページ、一番上の保育環境向上支援事業費1,872万6千円です。この事業は、保育人材の確保と職場定着を図るため、昨年発足した保育現場の働き方改革研究会の提言を踏まえた支援を行うとともに、潜在保育士の再就職促進や保育士をサポートする保育補助者の配置経費を助成するものです。今回の補正予算では、一番上の二重マルの保育現場の働き方改革の支援において、園長などを対象とした意識醸成セミナーの開催や、モデル園で働き方改革を実践的にコンサルティングするとともに、各施設で中心となって働き方改革を実践するリーダーを20名程度養成し、働き方改革のノウハウや好事例を横展開します。

四つ目の二重マルの三つ目のポツの保育施設と潜在保育士をつなぐマッチングシステムの導入では、現在設置している保育士・保育所支援センターにホームページを通じた登録システムを新たに導入して、これまで紙媒体で行っていた潜在保育士と施設側との求人情報のマッチング機能を強化します。

次に86ページ、上から2番目の子育てと仕事両立支援事業費2,914万円です。この事業は、子育てと仕事の両立を推進し、希望の子ども数の実現を後押しするため、育児休業と育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備するものです。

具体的には、一つ目の二重マルの育児短時間勤務奨励事業において、直近3年間で初めて従

業員が育児短時間勤務を取得した事業主に対して奨励金を支給します。また、二つ目の二重マルの両立応援給付事業については、例えば一人目の子どもを産んだ後、職場復帰して育児短時間勤務をした場合、その間の給与は減額されますが、続けて次の子どもを授かって育児休業を取得する場合は、その減額された給与を基に育児休業給付金を算定するため、フルタイム勤務で育児休業に入る場合と育児短時間勤務から育児休業に入る場合とで額に差が生じます。その差額分を補填する給付金を支給するものです。

次に87ページ、おおいた子育て応援スクラム事業費1,719万2千円です。この事業は、家庭だけでなく、地域全体を巻き込んで子育てを応援する環境をつくるため、地域での子育て応援活動の支援や、男性や経営者等を対象とした子育て参画への意識改革セミナー等を開催するものです。

具体的には、一つ目の二重マルのとおり、子育てに関心のある地域住民や子育て中の父親等に対し子育てに関する講座を実施するほか、二つ目の二重マルのとおり、地域での子育て応援活動に携わる団体等に対し課題解決を支援し、子育て応援機能の強化を図るための補助金を交付します。また、四つ目の二重マルでは、子ども・子育て支援の輪を県民運動へと広げるために、おおいた子育て満足度日本一推進期間を設けるとともに、子ども・子育てに関わる団体、企業、県民などが参加する県民フォーラムを開催するものです。

最後に112ページ、上から2番目の障がい者芸術推進体制整備事業費3,269万5千円です。この事業は、全国障害者芸術・文化祭の開催を契機とした障がい者の芸術文化活動を継続、発展させるための体制を整備するものです。

具体的には、一つ目の二重マルのとおり、まだ仮称ですが、おおいた障がい者芸術文化支援センターを設置し、福祉事業所等に対する相談支援、人材育成、芸術文化活動の発表や鑑賞の機会の提供等を行います。また、二つ目の二重マルでは、障害者文化芸術推進法に基づく障がい者による芸術文化活動の推進計画の策定に係

る経費を計上しています。

以上で福祉保健部関係の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

木付副委員長 以上で説明を終わりました。

この際、委員の皆さまに申し上げます。

これより質疑に入りますが、質疑は付託された予算議案に対する内容にとどめるとともに、説明資料名、ページ及び事業名等を明らかにしてください。質疑の方法は一人一括問答方式となっており、質疑は関連質疑を含め一人5分以内、再質疑は2回までとなっていますので、要点を簡潔にお願いします。

執行部の皆さまに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

事前の通告者が10名います。それでは順に指名していきます。

土居委員 私からは6点質問します。

まず、予算概要の54ページ、みんなで進める健康づくり事業費です。さきほど部長から温泉サミットを受けてというお話をいただきました。モデル事業を実施するという事なんですけれども、どういうモデルでこの事業に取り組むのか、お伺いします。

2番目に55ページ、歯科医療介護連携推進事業費です。障がいを持った方々は虫歯の治療がなかなかできないので、大分県歯科医師会の皆さんが立ち上がり、県の支援も受けながら大分県口腔保健センターを立ち上げました。昨年度の運営状況を見てみると、やはり大きな赤字が出ているという現状です。障がいを持った方の治療はやっぱり時間がかかりますし、例えば麻酔を打つなど、特別な手段も必要となってきます。ですので、大変厳しい状況は分かりますが、県歯科医師会の中からこんな不採算なことをやっていいのかという声が起こるかもしれないので、この辺をどのように考えているのか。私としては、これは本当に政策医療だと思っています。採算が見込まれる医療ではないので、その辺をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

それから70ページ、認知症高齢者対策事業費です。85歳以上の認知症の人に薬を処方することは余り効果がないという科学的な根拠もあると言われています。これに関して大分県ではどのような見解を持っているのか、また処方の実績等をお知らせください。

それから110ページ、医療的ケア児支援体制構築事業費です。この事業の内容を教えてください。

次に115ページ、精神障がい者社会復帰支援事業費です。この事業費の主な担い手は大分県精神保健福祉会ですが、今、家族会がどんどん解散している現状があります。国東が解散し、豊後大野が解散し、別府も危ないという状況です。山口県は県の家族会がもう解散してしまっています。ですので、この辺をどのように支援していこうとしているのか、お伺いします。

最後に6番目、118ページ、精神保健福祉センター福祉対策事業費です。発達障がい者家族教室というものがありますが、その成人発達障がい者への支援はどのようにされているのか、お伺いします。また、発達障がいを持っている当事者の皆さんが集まるサークルがあるんですけども、そこには当然のことながら発達障がいを持ちながら、ひきこもりの方も集まります。ひきこもり対策なのか、発達障がいの対策なのか、相談窓口がはっきりしないということで困惑されている状況も伺うので、この辺をどのように考えたらいのかについてもお伺いします。

藤内健康づくり支援課長 まず、温泉を活用した健康寿命延伸モデル事業についてお答えします。

本事業は、世界温泉地サミットの成果を踏まえ、温泉の健康増進への活用を促進し、健康寿命の延伸を図るため、次の三つの取組を実施するものです。

まず、推進体制として、サミットのパネリストの専門家の方々に入っただいて、おおい温泉ウェルネス推進研究会を立ち上げ、温泉の活用促進の方策等を検討することにしていきます。

次に、健康アプリおおいた歩得（あるとっ

く）を活用して、温泉に入浴した方がどんな効果を感じたか。例えばよく眠れるとか温まった、疲れが取れたといった入浴後の心身の変化などのデータを収集、分析して、観光情報とともにホームページやSNSなどで情報発信していきます。

三つ目として、温泉の入浴に運動、食、自然環境等を組み合わせた健康増進プログラムの創出を行うモデル市町村を支援します。具体的には、現在、別府市、竹田市、豊後高田市と協議を進めているところです。

続いて、大分県口腔保健センターの運営支援についてお答えします。

県では、今年度、障がい者施設に出向いて歯科検診を行う事業を大分県口腔保健センターに委託して行うこととしています。これによりセンターの周知を図るとともに、障がい者施設の利用者で歯科治療が必要な方のセンター受診につなげたいと考えています。また、地域のかかりつけ歯科医が口腔保健センターで障がいのある患者を実際に診療しながら指導を受ける研修事業に対し助成しており、軽度な障がいのある方の治療はかかりつけ歯科医で、中等度以上の障がいのある方、例えば全身麻酔が必要な方は口腔保健センターで治療を行う体制の構築を図りたいと考えています。このように、診療報酬単価の高い方が口腔保健センターで受診できるような体制を構築することにより、センターの運営効率の改善につながることを期待しています。大分県口腔保健センターは、患者数も徐々にではありますが、確実に増加傾向にあります。今後ともその動向に注視しながら、大分県歯科医師会と連携し、必要な支援を行っていきます。

黒田高齢者福祉課長 85歳以上の認知症高齢者の方への薬の処方状況と、その見解についてお答えします。

まず、処方状況についてですが、75歳以上の高齢者の方は全て後期高齢者医療制度に加入することになっているので、把握自体は可能ですが、データの抽出に時間がかかるため、大変申し訳ありませんが、現時点ではお答えができません。

また、85歳以上の認知症高齢者への薬の処方状況に関する見解ですが、日本神経学会から出ている認知症疾患診療ガイドラインの中で、高齢の認知症患者への薬物療法の注意点として、高齢者は複数の疾患に罹患している頻度が高く、症状や薬物反応の個人差が大きいことや、有害事象が生じやすいことなどが記載されています。

県では、かかりつけ医の先生や認知症サポート医等の医療従事者に対して、認知症治療に関する基礎知識の習得などを含めた認知症の対応力を向上させるための研修を実施しているところです。先月、閣議決定された認知症施策の推進大綱においては、認知症の発症や、進行の仕組みの解明等の研究開発が大きな柱となっています。これらを踏まえて、県として引き続きこうした研究開発の状況を注視していきたいと思っています。

二日市障害福祉課長 障がい福祉に関して3点御質問をいただきました。

まず1点目、医療的ケア児支援体制構築事業費についてです。この事業は、医療的ケア児、つまり人工呼吸器の装着や気管切開、経管栄養など、日常生活で医療行為が必要な状態にある障がい児や、重度の知的障がいと肢体不自由が重複した重症心身障がい児が、県内各地域で適切な支援を受けられるよう環境を整えることを目的としたものです。

具体的には3本の柱立てで考えています。

一つは、コーディネーターの養成です。障がい福祉サービスや児童発達支援の計画を作成する相談支援専門員や病院のソーシャルワーカー等を対象に、医療、福祉、多職種連携、家族理解の座学や実際の支援事例等を検討、演習を行う研修を4日間行い、医療的ケア児を様々なサービスにつなぐ人材を育成します。

二つは、サービスの充実です。現在、県内には医療型の短期入所施設が10施設あり、そのうち医療的ケア児の受入れが可能な施設は8施設で、21名が利用されていますが、南部と豊肥圏域には短期入所施設がないことなどから、医療機関等に対して開設を働きかけます。あわせて、受入れを拡充する機関等に対する研修会

や設備整備に対する助成を行います。

三つは、連携体制の構築です。医療的ケア児の支援に携わる医療、福祉、保育、教育、行政等の関係者から構成する大分県自立支援協議会子ども部会を昨年度設置しました。県内全域及び各地域での多職種連携支援の在り方について意見交換を行い、ハンディがある子どもたちとその保護者の支援を充実していきます。

次に、大分県精神保健福祉会についてです。公益社団法人大分県精神保健福祉会は、精神保健福祉の向上と精神障がい者の社会復帰の促進を目的として、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や研修会などを実施している団体です。現在、九つの家族会の170家族が中心となって組織されていますが、委員御指摘のとおり、ここ数年で四つの家族会が休止するなど、会員家族数も減少している状況にあります。

その原因を会にお聞きしたところ、一つは、地域での障がい福祉サービスが充実してきたことによって、相談支援事業所などの窓口で様々なサービスにつないでもらえるようになり、家族会に参加するメリットが感じられにくくなったこと、もう一つは、家族会の中核会員御自身が障がい福祉サービスの事業所となり、そちらに力を注ぐようになってきたことが考えられるということでした。会長としては、まずは各家族会の立て直しを図りたいという内部からの組織強化を考えていました。県としては、この会が精神障がい者の家族を構成員とする代表的な団体ですので、独自に家族からの相談対応や広報誌の発行をはじめ、地域家族会の育成を進める事業などを委託して精神障がい者の地域活動を積極的に支援してきました。今後も、精神障がい者やその御家族が地域で安心して生き生きと暮らしていけるよう、様々な支援策を講じていきます。

最後に、成人発達障がい者への支援についてです。

一つは、この118ページの事業概要にある成人発達障がい者家族教室の開催です。これは、家族が発達障がいに対する理解とその特性を踏まえた対応を学ぶことにより、家族内で生じる

本人と家族とのストレスを軽減することや、支援機関や制度について学ぶことで孤立を防ぐことになるものです。具体的には、発達障がいの基礎知識や就労支援などの講座と悩みを共有する座談会を行っており、昨年度は延べ56名に御参加いただきました。

それからもう一つ、別の事業で精神科デイケアがあります。これは、発達障がいを含む在宅の障がい者を対象に、対人関係の改善や就労意欲の向上を図り、再発予防や社会復帰の促進を図ることを目的とした取組であり、生活の質の向上を図る生活コースと就労に必要な作業能力や職場での協調性、対人対処機能を身につける就労準備コースに分かれて学習や訓練を実施しています。昨年度は両コースで延べ1,758名に御利用いただき、そのうち562名が発達障がいの方でした。

このほかにも、支援者育成を目的に基礎研修や専門研修を実施しています。加えて、ここからだの相談支援センターでの取組とは別に、各保健所でも成人発達障がい者や家族からの相談に対応するとともに、発達障がい者が安心して生活できる地域づくりを目指して、地域の障がい福祉サービス事業所や市町村の職員等を対象に研修会を開催しています。この事業は、発達障がい児の支援という切り口ですが、御家族の方からひきこもりで発達障がいもあるようだという御相談があれば、当然にこの事業でも対応します。

土居委員 発達障がいに関しては、発達障がいは福祉保健部で、ひきこもりは生活環境部の私学振興・青少年課と縦割りを感じているので、福祉保健部でも積極的に取り込んで支援していただければなと思っています。

それから、精神障がい者の家族会です。福祉会は、やはり社会全般の運動ですし、理解を深めるとってもいい機能を果たしています。バスの運賃割引なんか福祉会が頑張らなければ実現しなかったと思うんです。それぞれの事業所単位でまとまるのも結構ですけども、やはり私はとっても重要な役割を果たしていると思いますので、福祉会や家族会が、今後どのように

地域で活動できるかというところも支援していただければと思っています。今後もいろいろと協議を進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

平岩委員 委員長、予算特別委員会の進め方について確認したいんですけども、私たちとしては、付託案件の審査をするというのは、7月補正の内容についてだと捉えて参加をしているんです。今日で予算特別委員会は3日目なんですけれども、既決予算について質問されたり、補正予算について質問されたり、ばらばらなんですから、県民クラブとしては7月補正についての質疑を行っていかうという確認をして質疑を行ってきたんですけども、そのところを一度整理していただけたらと思います。

木付副委員長 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

→…←

午前10時35分 再開

木付副委員長 休憩前に引き続き再開します。

今回の付託議案は補正予算ではありますが、当初予算に対して補正をした方がいいんじゃないかとか、そういう意味での質疑は許しますので、これから質疑をされる方はそういう意味を含めて質疑をお願いしたいと思います。よろしいですか。

堤委員 当初に関係した補正予算、当然それはそれでいいんですけども、よく考えてみると、結局4年に1回はこういう事態が起きるわけですよ。つまり当初予算というのは3月議会である程度議論して、一般質問や質疑等でやればいいんですけども、できない会派、人間もおるわけですよ。そうなれば、当然選挙後のこの予算特別委員会での審議で、きちっと当初予算も含めて議論すべきだと私は思うんですよ。全て当初予算があっというんな形で補正をしますから、そういう点では当初予算も含めて議論すべきだろうと。派生的にという言葉じゃなくて当初予算も含めて議論すべき、それが正に予算特別委員会としての本来のあるべき姿だろうと私は思いますので、ぜひそこら辺は再度検討してください。

原田委員 それであるならば、やはり少なくとも事前通告はしておいて、準備をさせて答弁をもらう方がいいのではないかなと思います。

木村副委員長 御意見をいただきました。

後ほど整理したいと思います、今日はこのまま続けていきます。

吉村委員 概要書87ページのおおいた子育て応援スクラム事業費の中の子育て応援活動推進事業についてお伺いします。

地域での子育て応援活動に課題のある団体と記載されていますが、具体的にどういった団体に支援をされるのかという部分が1点。

2点目に、当然こちらが交付した団体を評価すると思うんですが、その評価の中で成功事例、非常にいい取組も出てくると思います。そういった取組をぜひ地域にいかしていただきたいと思うんですけども、どのように評価をしてどのように地域にいかしていくのか教えてください。

御手洗こども未来課長 まず、どのような団体に対して補助金を交付するのかという御質問についてです。県内各地域で子どもの育成や子育て家庭のための応援活動を行っている団体は多数ありますが、マンパワーや経費、他団体との連携など本当に様々な課題を抱えていると伺っています。本事業は、活動を行う上での課題解決や新たな支援活動の立ち上げに要する経費を補助するものです。

例えばボランティアで男性の育児参画を推進しているサークルが、県内各地域に活動を広げたいと思っている場合に、そのために必要な交通費や会場費、読み聞かせ用の絵本の購入代金ですとかチラシ作成費、さらにはメンバーのスキルアップを図るような研修に係る講師料などを助成することを想定しています。選定にあたっては、補助対象団体を公募して、それぞれが抱える現状と課題、事業実施による改善と解決の効果等を勘案しながら、審査の上、10団体を決定したいと思っています。

2点目の御質問、交付した団体の評価と成功事例をどのように地域にいかしていくのかという点です。事業終了後は、課題解決の効果など

について報告をいただき、優良事例として県の研修やホームページなど、様々な広報媒体を活用するほか、市町村と連携しながら地域の子育て支援拠点等で広く周知していきたいと思っています。優良な活動を多くの方に知ってもらうことによって、地域で同様な課題を抱える団体のさらなる活動の強化や、新たな活動に一人でも多くの県民の方が子育て支援に関心を持っていただけるように機運醸成を図ってきたいと思っています。

吉村委員 もう今は両親が共働きであったりという部分で、地域での子育てというのが非常に大事だと思っています。加えて、やっぱり地域の中で育てることで、子どももまっすぐ健やかに育っていく場合も多々あると思います。私も子育て世代であり、地域にそういった取組を行う団体があると非常に助かるので、ぜひよろしくをお願いします。

堤委員 まず、こども未来課に聞きます。幼児の無償化の関係で、これまで年収360万円未満の世帯やひとり親世帯について、第1子や第2子への無償化等を実施してきました。10月からは、全ての3歳から5歳児と住民税非課税世帯の0歳から2歳児を対象に、幼稚園、保育園、認定こども園等の利用料を無償化する内容の子ども・子育て支援法の一部改正が施行されます。これまでの第1子、第2子及び第3子以降の3歳未満児に対する無償化などの世帯数と子どもの人数及び10月以降、従前から無償化になっている世帯にどのような影響が生じるのか、また、そういう世帯への対策は何か講じるのか。それと、10月から無償化になる子どもの対象人数はどれぐらいか。国は5年間、認可外保育施設も無償化の対象とすと言っていますが、全国市長会からも質の低下等の問題が提起されて、国は、指導監督基準を満たさない認可外施設を条例で無償化の対象から外することができるということも言っていますが、県内各自治体の状況はどうなっているか。

二つ目は、国は虐待通告から48時間以内に子どもの安全確認をすとしていましたが、大分県では48時間を超過したと報道されていま

す。また、5か月間で543名の対象児童のうち確認できたのは512名とあります。確認に至らなかった残り31名について、その原因と今後の対応策はどうするのか。

最後に旧優生保護法の関係です。これまで1957年と1960年の2年間で110名の審査があり、101名手術の決定をしたこととなっています。また、公衆衛生年鑑によると、1954年から1976年の23年間で、本人同意がなくて強制不妊手術を受けた方が663名となっています。この方々にも当然320万円の一時金を受け取る権利があるけれども、現状は認定が1件、申請が15件という少数しかありません。当事者から手をあげることは少ないと思われかもしれませんが、県としての対応と相談状況はどうか。また、対象者への一律の通知はセンシティブな問題で、よく検討しなければなりませんけれども、この問題をどう解決するのか。こういう体制構築のための補正予算を組んでも対策を講ずるべきだと思いますけれども、以上3点について伺います。

御手洗こども未来課長 幼児教育無償化についてお答えします。

まず、一つ目、これまでの第1子や第2子及び第3子以降の3歳未満児に対する無償化の世帯数と子どもの人数についての御質問についてです。国の制度では、これまで3歳未満児の無償化の対象は、生活保護世帯や住民税非課税世帯のひとり親世帯では第1子から、多子世帯では、未就学児が同時に3名以上通園している場合、その第3子以降が所得に限らず無償化となっています。無償化となっている子どもは約1,600名と計算しています。申し訳ありませんが、県では、無償化の世帯数は把握ができていません。

2点目、10月以降について、従前から無償化になっている人にどういう影響が出るのか、その対策を講じているのか、10月以降の無償化の人数は何名かという御質問ですが、従前から無償化になっている子どもたちは10月以降も引き続き無償であるため、その分の影響はないと思っています。また、無償化に要する県の

負担分として、今年度は10月分からで9億5千万円と試算して当初予算で計上しています。10月からの無償化の対象になる人数ですが、全部で約2万7千名が対象になるかと思っています。

3点目の国は5年間、認可外保育施設も無償化の対象とするとなっているが、県内各自治体もこの方向で検討しているのかという御質問ですが、5年間の猶予期間中であっても市町村が条例で基準を設けることにより、無償化の対象を、指導監督基準を満たす認可外保育施設に限定することなどが可能になっています。各市町村においては、各地域の保育の需要や供給の状況、質の低下を招かないか等を勘案して、条例を制定するかどうか現在検討している段階と伺っています。

藤丸こども・家庭支援課長 2点目の児童虐待通告後48時間以内の子どもの安全確認についてお答えします。

児童虐待通告があれば、児童相談所は全てのケースについて、48時間と言わず速やかに子どもの安全確認を行うこととしています。その中でも特に早急な安全確認が必要と判断した場合は、警察の協力を得て安全確認をすることもあります。

委員御指摘の報道については、今年の2月1日から6月7日までの間に虐待通告を受けた543名についてのものですが、48時間以内に確認できなかった31名のうち11名は、例えば商業施設内で母親が子どもをたたいていたなど、個人の特定に至らなかったものでした。ほかの20名については、例えば子どもの泣き声が近所から聞こえるけれども、どこから聞こえているのか分からないといった通告を受けて、児相が市町村の協力も得ながら付近一帯の家庭をローラー的に訪問して調査を行ったものの、世帯の特定に48時間を超えて時間がかかったというようなケースであり、全員の安全を確認したところでした。

子どもの安全確認をはじめ、虐待対応の強化のために、本県では今年度、中央児相に児童福祉司を4名、それから中津児相に児童福祉司2

名と児童心理司1名、合計7名を増員し、体制を強化したところ。今後も子どもの安全の迅速かつ確実な確保を最優先に対応を徹底していきます。

藤内健康づくり支援課長 旧優生保護法による強制不妊手術の被災者救済についてお答えします。

県では、6月末までに15件の一時金の申請を受け付けており、これは全国で4番目に多い件数です。また、相談件数も84件と全国で3番目に多い状況です。県としては、一人でも多くの方に一時金支給法による救済が受けられるよう、可能性のある方々に情報を届けるため、ラジオやテレビ、新聞等を活用するとともに、今後は市報等にも窓口を掲載するなど、今後とも相談窓口の周知等、広報に努めていきたいと考えています。一時金支給に係る事務費については、全額国が措置することとしており、今後の相談体制の強化や広報の拡充も含め、現在検討しているところです。

堤委員 低所得者は元から無料なんですね。1,600名、こういう方々にとっては結局、無料で継続するわけですから、こういう世帯にとっては、簡単に言えば消費税の増税だけが当てはまってしまうという認識を私どもはしています。また、指導監督権限を満たさない認可外保育施設は、5年間は給付の対象となるんですけども、保育の質の確保ができるか、無償化によるニーズの増加で保育士不足に拍車がかかるのではないかと心配する声はかなり出てきています。このような声について県としてどのように検討されているのかというところが一つ。

もう一つは、児相の関係で、7名の専門家を増員というのは非常にいいと思うんです。ただ、その7名が今回の事件があったから増えるんじゃないかと、これぐらいの人数が本来あるべき姿だろうと思うんですね。今回の事件は関係なく7名は増やしましたが、今後計画的に児相などに専門家を増やす計画があるのかどうかお伺いします。

それと、藤内課長の今後検討するという答弁は、県として相談窓口の予算も含めて検討する

という意味なのか、国がするという意味なのか、その点について。

御手洗こども未来課長 認可外保育施設に関して、特に質の低下についてですが、確かに質の低下が心配される場所です。県としても、今年度新たに巡回支援員を1名入れて、保育の経験豊かな方に認可外保育施設を回っていただき、相談に乗ったり、不安なところをアドバイスするといった取組をしています。また、認可外保育施設の方にも研修を受けていただくように努めています。

保育士不足に関しては、もちろん保育所入所のニーズが増えることで、保育士不足も懸念されています。そこで、別の事業ですが、保育士確保のための保育環境向上支援事業費で、様々な潜在保育士に再度復帰していただくような取組を検討しているところです。

藤丸こども・家庭支援課長 児童相談所のケースワーカー等の今後の増員等についてですが、昨年12月に国が新しいプランを出し、3年後の2022年までに全国で約2千名増員すると打ち出しています。そういった状況に加えて、実際の児童虐待はずっと増加傾向にありますけれども、そういった情勢も踏まえながら的確に対応できるように今後も検討していきます。

藤内健康づくり支援課長 相談体制の強化等については、県としての対応を検討しています。

守永委員 3項目質問します。まず一つが、予算概要の20ページ、救助対策費についてですが、今回の補正予算で1億2千万円を計上しています。これは大規模災害に対する救助経費とされており、被災時に即応するための予算だと思んですが、この額でどの程度の災害に対応できるのか、イメージできるように説明してください。

次に、予算概要の45ページの災害時感染症予防対策事業費として1千万円を計上していますが、この予算についても具体的にどの程度を想定しているのか、その対象面積、戸数を説明してください。

3点目が、予算概要の108ページ、親なきあと支援体制構築事業費についてです。親なき

後にどのようなサービスが必要なのか、一人一人の実態を踏まえてまとめていくことになると思われるんですが、具体的にどのような作業を行っていくのか、また、相談者向けリーフレットをいつまでに作成するのか教えてください。

幸福社保健企画課長 私からは、救助対策費の予算規模についてお答えします。

まず、災害救助法に基づき応急的に行う救助の内容としては、避難所の設置や炊き出し等に伴う食事の提供のほか、住宅が被害を受けた場合の応急的な修理、住宅の借上げなどがあります。御質問の予算規模については、近年発生した災害救助法を適用した大規模災害の中で、被害が最も大きかった平成29年7月の九州北部豪雨災害における救助に要した経費を基準としています。

具体的には、この災害では中津市と日田市に災害救助法が適用されましたが、両市合わせて公民館などの避難所に避難された方が延べ約7,600名、炊き出し等により食事を提供した方が約5,600名となっています。また、全壊に伴うみなし仮設住宅入居者が24世帯、半壊等による応急修理や障害物の除去を合わせて125世帯となっています。そうしたことを踏まえて今回予算額を算定しています。あらかじめ救助活動に要する経費を措置することにより、台風や豪雨等に伴う大規模災害が発生した場合に迅速に対応できるようにしたいと考えています。

藤内健康づくり支援課長 災害時感染症予防対策事業費についてお答えします。

本事業は、感染症法第27条の規定に基づき、感染症の発生予防及びまん延防止のため、県の指示により市町村が行う汚染された家屋の消毒に要する経費について負担するものです。今回の予算要求においては、平成29年の九州北部豪雨で被害のあった中津市及び日田市、台風第18号で被害のあった佐伯市、臼杵市、津久見市の水害被害を参考に想定しています。この二つの災害で実施した消毒戸数は合計2,100戸で、消毒費用は1,913万2千円となったことから、1回の災害規模として約1千戸を想

定し、1千万円を計上したものです。

なお、この対象面積は、浸水したエリアの面積ではなく、1戸当たりの家屋の標準面積である約165平方メートルから1千戸分、16万5千平方メートルを消毒面積と考えています。

二日市障害福祉課長 親なきあと支援体制構築事業費についてお答えします。

障がい者の保護者が亡くなったり、高齢などの理由で支援を続けられなくなったときに、障がいのある息子や娘の生活が成り立たなくなるのではないかという不安が親亡き後問題です。障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例制定の際にも、条例をつくる会の皆さまから親亡き後への対応について御要望をいただいていた。この事業は、このような保護者や障がい者御本人が抱える不安を解消するため、引き続き地域で暮らしていける支援の体制づくりを目的とするもので、大きく二つあります。

第1には、いつでもどこでも相談できる体制づくりのための人材育成と活用です。障がい福祉サービス等の計画を作成する相談支援専門員や、市町村社会福祉協議会職員を対象に、金銭管理、年金、相続、税金等に関することなど、保護者が抱える不安に答え得る知識を学ぶ専門研修を実施し、親亡き後問題全般について相談に乗ることができる親亡き後相談員を育成します。この相談員は、無料の相談対応や必要に応じてファイナンシャルプランナーや弁護士等の専門家へつなぐ役割も果たすことを予定しています。

第2には、障がい児（者）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点等整備の促進です。この地域生活支援拠点に必要な機能は、相談、緊急時の受入対応、専門的人材の確保、要請などの五つあり、地域の実情に応じた創意工夫で令和2年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つを整備することになっています。県としては、アドバイザー派遣等により拠点整備について市町村を強力に支援していきます。なお、この事業で作成するリーフレットは、親亡き後支援に関する

情報を盛り込んだ制度版と、親が将来に備えてその都度書き込みができるエンディングノート版の2種類を令和2年2月末を期限として作成する予定です。

守永委員 救助対策費にしても、感染症予防対策事業費にしても、近年に発生した災害を想定しての準備ということですが、そういった情報があるだけでも県民の皆さんに安心感を与えることができるんじゃないかと思しますので、そういうイメージが湧きやすい情報提供もお願いできればと思います。

親亡き後のサービス体制の整備、リーフレットの整備については、安心感を与えるという意味で大変重要だと思います。周囲の方々が少しでも様子を気にかけてあげるとか、そういった姿勢を作っていく、お互いのつながりを築いていくという点でも意識していただければと思います。

ただ、そういうときに気を付けなければならないのが、相談員であると偽ってだますとか、そういった犯罪防止対策も考慮する必要があるんじゃないかと思うので、特に相談員の役割を担う方々が相談員であるということが明らかになるような工夫も考えたかどうかと思いますが、それだけお考えを伺います。

二日市障害福祉課長 御指摘ありがとうございます。今、市町村に相談員を養成したいと相談しているんですけども、既に市町村では、市役所で法律相談や障がい者相談など、いろいろな相談窓口、相談の日を設けています。そういう相談の日に市町村の一角で、親亡き後相談に対応するような時間帯を設けて対応してもらうことなどを検討しています。また、既に障がい者の障がい福祉サービスのプランを作成する相談支援専門員を相談員として養成しています。全く違う世界の人は考えていなくて、自分の仕事の一環で相談に対応するという形です。ただ、委員御指摘の部分には十分気を付けて養成していきたいと考えています。

小嶋委員 私から2点簡潔に質問します。

まず1点目は、概要の72ページ、介護労働環境改善事業費についてです。ICTの導入事

業のようですが、この介護サービス事業所への導入について、対象については全事業所となるのかという点ですね。それから対象となる事業所がたくさんあるとすれば、何か年の事業になるのか御説明ください。

それから2点目、概要の112ページ、障がい者芸術推進体制整備事業費についてです。これは部長からも説明がありましたが、まずセンターの設置場所がどのような場所になるのかということと、期間を定めて継続をしていく内容になるのかということについて説明をお願いします。

黒田高齢者福祉課長 まず1点目、介護労働環境改善事業費における介護サービス事業所ICT導入補助事業についてです。

まず、事業の詳細について説明します。本県では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に介護人材が約1,600名不足すると推計しています。また、多様な参入促進も進めていきますが、生産年齢人口の減少も見込まれる中、限られた人口を有効に活用し、生産性を向上させるための現場の業務効率化ということが重要となってきます。このため今回の事業では、ICTを活用して介護職員のサービス提供記録の作成時間の削減など、介護現場の業務効率化の促進を図るものであり、全介護サービス事業所に対してソフトウェアやタブレット端末等の機器の購入や、Wi-Fi環境の整備などに要する経費を助成するものです。

今回、機器の導入助成の補助率は2分の1で、補助上限額を100万円としており、今年度は15事業所に対し助成を予定しています。今回この事業を検討するにあたり、県内の導入状況を見ると、まだICTの導入をしていないところ約半分でした。また、導入経費がかかるために導入しないと答えた割合も3割程度でした。このため、こういった事業所に対して導入経費を助成することで、ICTの導入の促進を図っていきたくと思っています。

瀧野障害者社会参加推進室長 おおいた障がい者芸術文化支援センターに係る役割と、その設置場所等について説明します。

さきほど部長からも概要を説明しましたが、今回新たに設置するセンターは、主に相談支援、人材育成、発表・鑑賞の機会提供などの役割を想定しています。まず、相談支援については、創作活動に新たに取り組みたい方や、さらなるレベルアップを目指す方などのほか、利用者の活動に創作活動を新たに取り入れようとする福祉事業所の環境整備等について、出張相談も含めて幅広くアドバイスができるようなものにしたと考えています。

人材育成については、事業所はもとより、各地域の文化施設の職員などを対象として、創作活動の具体的な支援方法や作品の権利保護、障がい特性の理解等を学ぶ研修などを行うことにより、県内各地で活動を支援できる人材を増やしていければと思っています。

続いて、発表・鑑賞の機会提供では、障がいの者の活躍の場を広げ、質の高い芸術文化活動につなげていくために、今年の文化祭で培われた全国で先進的な取組を行っている団体とのネットワークを活用して、障がい者アートの常設展示とか、優れたアートに触れることができる企画展の開催なども予定しています。これらを通して今年の文化祭で可能性が大きく花開いた障がい者アートの世界を継続、発展させていくため、推進拠点となるセンターを設置するものです。

そのセンターの設置についてですが、障がい者芸術という枠にとらわれることなく、様々な芸術文化活動と触れ合い、発展させていくことが重要だと考えています。そのため、総合文化センターと県立美術館を拠点として、本県芸術文化振興の中核機関である芸術文化スポーツ振興財団内に設置したいと考えています。

なお、このセンターについては、恒常的に続けていくことを考えています。

小嶋委員 1点目については、かなり充実させるようですが、アプリケーションと言いますか、均一なソフトウェアの提供も含めていくのかという点を伺います。やっぱり働き方改革なども含めてこういうものをやる、あるいは業務の軽減をしていくとなれば、事業所単位で開発をす

るよりも、一定の基準、仕様に基づいたものを作成し、提供する方がかえっていいのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

2点目については、詳しい説明ありがとうございました。職員の配置は、どの程度になるかということだけお聞かせください。

黒田高齢者福祉課長 まず、さきほどの答弁を少し補足しますと、今回の導入補助については、主に入所の施設を想定しており、3か年の予定で考えています。

また、ソフトウェアを統一化するべきではないかという御指摘もいただきました。今は本当にいろんな業者で日々、様々なソフトウェアの技術革新が進んでいるので、基本的に均一というところはまだ考えてはいないんですけれども、御指摘いただいたことも踏まえ、今後、事業を進めていく中で検討していきます。

淵野障害者社会参加推進室長 センターで働く職員ですけれども、障がい者アートに係る経験豊かな方に存分に活躍してもらいたいと考えており、今のところ3名ほどの体制で運営することを想定しています。

成迫委員 私からは、83ページの保育環境向上支援事業費から、ちょっと細かい部分ですけれども、2点質問します。

さきほどもありましたが、今、保育人材が不足しているという現状の中で、現場の働き方改革というのはすごく大切なことだと考えています。保育現場の働き方改革の支援という部分で、さきほど部長からは、働き方改革の意識醸成については、園長に向けたセミナー等を行いながら進めていくという説明を受けました。モデル園とリーダーの養成ということで3園と20人になっていますが、広い大分県で、これだけの園と人に絞るその選定基準を教えてください。地域では問題も多様化していると思うんですけれども、その中でこういった広がりを持ってこの養成を働きかけていくのかというのも説明をお願いします。

御手洗こども未来課長 保育環境向上支援事業費に関してお答えします。

モデル園の主な選定基準ですが、まずは園長

の意欲があること、それから職員を含めて園全体に働き方改革の理解が進みつつあるようなところ、さらには、業務運営上の課題をある程度把握できていることを考えています。議会の議決をいただいてからの取組になるため、今年度は、やはりある程度の理解が進んでおり、特に園長の意欲が高いところでないとなかなか改善の効果が見えないかなと思っています。業務運営の課題とは、例えば職員の休憩時間や休暇がなかなか取りにくい、持ち帰り残業が常態化している、ICTシステムを導入したいが、どのようなシステムがいいのか分からないなどが考えられます。このような選定基準をベースに選定したいと考えています。

二つ目、働き方改革の実践リーダーですが、園運営のリーダー的な保育士として各園長等が推薦する方を想定しています。ホームページで公募を行うとともに、保育連合会等を通じて養成講座への参加を呼びかけたいと思っています。

三つ目、働き方改革の広がりについては、まずはモデル園での成果を具体的に分かりやすく見せることが大切だと思っています。その横展開を図るために、園長等を対象とした成果発表会を開催するほか、養成した実践リーダーに県内各地でネットワークを作っていただいて、保育現場の働き方改革の取組を県内全域にこれから浸透させていく。そして保育士が希望を持って働ける職場環境づくりを目指したいと思っています。

猿渡委員 障害福祉課の関係からまず質問します。

内部障がいだとか知的、精神の障がいなど、外見からは障がい分かりづらい方々の助けとなるためのヘルプカードについてです。こういうヘルプカードは大分県でも導入されていますし、活用が進んでいると思うんですけども、（ヘルプマークを掲げて）こちらのヘルプマークも全国的に大変普及しています。全国35の都道府県で導入されていると聞いていますが、ヘルプマークはバックに付いたりできて、活用しやすいんですね。こちらのヘルプマークの活用についても、大分県として進めるべきだと考

えますが、どうでしょうか。

2点目は、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例です。この条例について、庁内での各課、各担当の研修はどのようになっているのか教えてください。

もう一つ、高齢者福祉の関係ですけれども、いきいき高齢者地域活動推進事業費の対象となる活動や団体はどういうものなのか、また、その周知方法はどのようにしているのか教えてください。

淵野障害者社会参加推進室長 まず、ヘルプカードについて回答します。

県では、障がい者や高齢者などが必要に応じて合理的配慮を求め、周囲の人が手助けをするきっかけとなるべきヘルプカードを作成して、昨年3月から県、市町村、保健所等で配布を行っているところです。携帯方法については、名札ケースに入れ首から提げる、ストラップを使ってかばんに付ける、財布等に入れておくなど、それぞれの障がい者の状況や考え方によって使い分けが可能となっています。また、県ホームページに印刷用データも公開しており、簡単に作成することも可能です。このカードは、裏面に症状や支援してほしいことなどを自由に書き込める様式となっています。このヘルプカードの普及を図るために、昨年、金融機関とか交通事業者、医療機関、旅館・ホテル団体等に赴き、周知の協力等も行っているところです。県としては、まずは昨年作成したヘルプカードの認知度の向上に努めていきたいと考えているところです。

続いて、2点目の条例に係る庁内研修についてです。平成28年4月の条例施行以降、県庁内においては、福祉保健部はもとより各部局の職員に対して、条例の趣旨や合理的配慮の提供等についての研修を実施してきたところです。各種の事務事業を実施するにあたり、不当な差別の禁止はもとより、障がいのある人が事業に参加する上での障壁を取り除くための必要な合理的配慮の提供などに取り組んできているところ

また、総務部において、障がいを理由とする

差別の解消の推進に関する対応要領というものも作成しており、全職員への周知も図ってきているところです。さらに、今年度については、新規採用職員とか新たに係長級になる職員等の階層別研修にもそういった内容を組み込むとともに、所属単位での研修も進めているところです。今後とも職員研修を所管する総務部とも連携しながら、職員に対して必要な啓発、研修を行っていきたくと考えています。

黒田高齢者福祉課長 いきいき高齢者地域活動推進事業費についてお答えします。

まず、パワフルシニア活動応援事業費の補助対象となる活動についてですけれども、健康寿命の延伸とか高齢者の生きがいづくり、高齢者等の生活支援、子育て支援等をテーマとした地域活動を対象とすることを想定しています。例えば、運動習慣の定着を図り、健康寿命を延伸することを目的に、市の老人クラブ連合会と歩こう会が協働して歩行イベントを開催する取組や、地域住民有志の方が地域の耕作放棄地でお米、野菜、お花などを栽培して、地域特産の販売店舗やイベント等で販売するといった活動を想定しているところです。また、この対象となる団体についてですけれども、老人クラブや自治会支部等の地域組織など、高齢者が過半数を占める3名以上の団体が対象となっています。

事業の周知方法については、大分県の老人クラブ連合会を通じて、市町村老人クラブ連合会等に周知していきたくと思っています。また、この事業の中で行う予定の地域活動の担い手が集まるおおいたアクティブシニア養成講座等の参加者にも事業の活用を働きかけていきたくと思っています。このほか、PRチラシも作成して公民館等にも配布するなど、より多くの高齢者の方に見ていただけるように工夫していきたくと思っています。

猿渡委員 ヘルプカード、ヘルプマークの問題ですけれども、今言われたように、このヘルプカードを開きますと、本人のことや血液型や連絡先やいろんな手伝ってほしいことなどを書き込めるようになっていきますので、大変有効だと思っています。もちろんこれも大事なんですけ

れども、このカードに加えて、このヘルプマークもぜひ活用できるようにしてほしいという当事者の方、家族の方の御意見があります。これを導入しない理由はないと思うんですね。ぜひ早い時期に、このヘルプマークも導入していただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

あと、もう一つの問題、障がいについての条例の研修もされていると回答されたんですけども、昨年、障がい者雇用の水増し問題がありましたね。そのときに教育委員会と障がい者団体の皆さんが協議の場を持ったことがありました。そのときに、この条例がある大分県でこういうことが起きたというのはどういうことかと、研修をされているんですかということをやったら、そういう研修をしたことはないって教育委員会は答えたんです。教育委員会では研修していますか。どういう形でされているのか。やはり県の職員が全庁的にこの部署もこの条例についての内容を十分理解することが大事だと思います。

もう一つ、地域でもう既に高齢者の健康づくりなどに努力をされている団体がたくさんあります。そういう団体が今は何の支援もなく、会場費も自分たちで負担したりしながらやっているケースもあります。そういうところも対象になるのか。そういう方たちにもしっかりと周知すべきだと思いますが、その点もあわせて答弁をお願いします。

淵野障害者社会参加推進室長 まず、1点目のヘルプマークの導入についてです。委員からは貴重な御意見をいただきました。これから昨年導入したヘルプカードの普及も図る中で、利用者や、その方々と身近に接する市町村等の声もよく聞きながら研究させていただければと思います。

それから、2点目の条例に係る職員研修の関係です。昨年、教育委員会でそういった問題も起こったということは重々承知しています。その関係で教育委員会の依頼で私どもも教育委員会に行って、職員研修の場で研修をしています。

黒田高齢者福祉課長 これまでも単一の老人ク

ラブや団体の活動にも支援を進めてきたところですが、今回さらに広域的、重層的に取り組みたいという御意見をいただき、新たに広域的、重層的な取組への支援を始めたところです。ですので、基本的には新規で取組を始められる方に対する支援を考えているところです。

猿渡委員 ヘルプマークの答弁で、語尾が聞き取りづらかったんですけども、研究、検討と言われたんですか。

それと、既にもう10年余り地域で毎週、健康づくりのための取組をされていて非常に効果を上げている団体もあります。団体の名前をきちんと付けているかどうか分かりませんが、そういう既に長く努力されているところも対象になるようにぜひしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

browse 障害者社会参加推進室長 聞き取りづらくて申し訳ありませんでした。ヘルプカードを昨年作ったばかりですので、まずこの普及も図りながら、いろんな利用者やその方々に身近な市町村等の声もこれからよく聞きながら研究していきたいと考えています。

黒田高齢者福祉課長 御指摘ありがとうございます。今後いろんな声を聞きながら、事業の組立てについても考えていきたいと思っておりますが、今、介護保険制度の地域支援事業の中に、住民主体となっているような活動をする団体の活動に対する助成という制度もあります。そういったところも、ぜひしっかり周知を図りながら進めていきたいと思っております。

平岩委員 83ページの保育環境向上支援事業費についてですが、成迫委員が働き方改革について質問しましたが、私は、潜在保育士の再就職がこれによって進められるといいなと大変期待をしています。ただ、資格を持っているけれども保育士として働いていないという方は、私の周りにもたくさんいますが、そういう方がおおむね6割いるということもお聞きしています。やはり労働環境が大変厳しいということと、子どもといるのはうれしい、幸せなだけでも、その厳しい労働環境の中で賃金体系が大変厳しいということもあると思うんですね。こうい

う事業によって、何名くらいの保育士が帰ってこられるようになると見込んでいらっしゃるのか、そして賃金体系が少しでも上がるような仕組みができていますのか教えてください。

御手洗こども未来課長 保育環境向上支援事業費についてです。本事業は、直接的に賃金体系が向上される事業ではないものの、働き方改革を進めることによって負担軽減につなげたいと思っています。また、働きやすい職業環境づくりと保育士の再就職支援を行うことにより、保育人材の確保と職場定着を目的としています。潜在保育士の再就職支援として、この事業では、就職フェアやダイレクトメールによる発信、保育士就職準備金の貸付事業、保育士・保育所支援センターに効率的、効果的なウェブを活用したマッチングシステムを導入するように考えています。

潜在保育士は、フルタイムよりも柔軟な働き方を好むという方が多いと伺っています。これまで保育士のマッチングも紙でのやり取りが主でしたので、その辺の細かいニーズへの迅速な対応がなかなか難しかったところです。システム導入により、その要望に沿うきめ細かいサポートを行いマッチングの効果を上げていきたいと思っており、なかなか人数を目標とするのは難しいんですが、年々そういった意味でも上昇傾向にあるマッチングを、できればシステム稼働後は150名ほどを成果目標としたいと思っています。

平岩委員 150名が本当に帰ってこられるといいなと思うんですが、私立も含めて保育園、幼稚園は、今、定員はあるんだけど、それよりオーバーしてたくさん子どもたちを抱えているというのが実態だと思います。本当にヒヤリ・ハットということも心配されます。でも、それでやっとな待機児童の解消ができていこうと思うんですけども、秋の幼児教育無償化によって、また待機児童が増えていくのではないかと、そういう心配もしているので、ぜひ保育士の方がせっかく取った免許や、経験をいかせる方向になっていくといいなと思っています。

それから、委員長、要望の一つとしてもよろい

でしょうか。（「はい」と言う者あり）

72ページに介護労働環境改善事業費が組まれています。これも、何かお金のことばかり言うとおかしいかもしれませんが、介護士の方たちの労働環境はずっと厳しくて、もうシフトが組めないというくらい人がいない状況です。その中で、随分と改善されているとも聞いているんですけども、実際に伺うと、やっぱり賃金体系も厳し過ぎるんだというところで、施設には入ってきているかもしれないけれども、自分たちの賃金は余り変わらないということも伺います。もし課長のところで介護士の賃金が少しでも上がっている状況を把握していれば、それはまた教えていただきたいと思っています。要求です。

尾島委員 2点ほどお願いします。

まず86ページ、子育てと仕事両立支援事業費についてです。ちょっと細かい話をしますが、これは育児休業と育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備するということなんですけど、まず、育児短時間勤務奨励事業を見ると、予算が750万円ですから30万円が支給額ということで、25事業所が対象だと思うんですね。それで、ここに書かれていることを見ると、直近3年間で初めて採用した事業主ということなんですけど、過去3年間なのか、今年度を含むのか、その辺を確認したいと思います。

なぜそんなことを聞くかと言うと、その下にある両立応援給付事業の予算が1,800万円、上限30万円として対象が60名になっています。上と下が整合しないかなという気がしたんで、この点を説明してください。それから3年間ということに限っていますけれども、以前からこういう短時間勤務を採用してきたところ、ここ3年間はやっていなかったというところについてはどうなるのか、その点もお願いしたいと思います。

それから、2点目は、次のページの87ページ、おおいた子育て応援スクラム事業費です。2項目通告していましたが、2点目についてはさきほど吉村委員から出たので、1点目の子育て力向上事業について、これが予算650万円

ほど組まれていますけど、どういったところで講演会を予定しているのか、何回ぐらいやろうとしているのか、それから具体的な中身が分かればお願いしたいと思います。

御手洗こども未来課長 子育てと仕事両立支援事業費についてですが、育児短時間勤務の全国の利用実績は、平成29年度の厚生労働省の委託調査によると、100名以下の企業で50%となっています。県内については調査がなくて詳細が不明ではあるんですけど、100名以下の企業は約5万社あるので、2万5千社程度は対象になるのではないかと想定しています。その中で直近3年間ということですが、例えば、今年、従業員が育児短時間勤務を取得したいという事態になった際に、そのときの直近3年間という考え方で今制度設計をしているところです。ですから、今年度の10月ないし3月であれば、その3年間というのは、そこから遡って3年間と考えています。

この制度検討にあたり、今年4月に大分市内の保育所に通う保護者を対象にアンケート調査を実施しました。約400名から回答をいただきましたが、育児短時間勤務の利用率は26%となりました。理由としては、そもそも会社の中に制度がないとか、会社に利用しづらい雰囲気があるとか、給料が減るなどの条件からやむなく退職をしたといった声を聞いています。

給付の見通しですけれども、他県の類似制度の実績から、育児短時間勤務奨励金については年間50件、両立応援給付金については年間120件を見込んでいます。企業にお渡しする育児短時間勤務奨励金については100名以下の中小企業を対象にしています。また、両立応援給付金については、従業員にお渡しする給付金ですので、そこには企業の大小を想定していません。なお、今年度については、制度開始を10月予定としているため、それぞれ半分の25件と60件を見込んでいます。

浸透するまでは利用件数は少ないかもしれないんですけども、労働局や経済団体、社労士等と連携して周知を図り、企業と従業員の双方に助成することで育児短時間勤務を取得しやす

い環境づくりを進め、希望の子ども数の実現をさらに後押ししていきたいと思っています。

それから、おいた子育て応援スクラム事業費についてお答えします。

講座の開催地ですけれども、企業や地域を巻き込んで子育て支援の輪を広げるため、講座の実施を希望する県内の企業、団体等を募り出前講座として実施する予定です。子育てに関心のある地域住民向け、特に元気なシニア層等々の講座を5回、それから子育て中の父親に対する講座を5回、これから親になるプレパパ、プレママに対する講座を10回、計20回を予定しています。

馬場委員 65ページの外国介護人材確保対策事業費について、さきほど説明もあったんですが、ちょっと分からないところがあるので、教えてください。

在留資格が4月1日から改正されて、特定技能1号の14分野の中でも介護が入っています。その介護の受入見込数として国は5年間で最大6万名と見積もっていると思うんですが、その中で、特定技能の方は介護技能とか日本語の評価を受けてから来ると思いますが、1点目は、大分県における介護人材は何名ぐらい不足しているのか分かれば教えてください。4月1日から実施された特定技能1号の方が、介護分野では大分県には実際にもういらっしゃるのかどうか、また現在、技能実習という形で県内の介護分野で働く外国人の方がどのくらいいらっしゃるのか分かればお願いします。

2点目は、この事業の中で、現地での外国人介護人材養成事業委託料というのがあります。令和2年度開設予定の本県への介護人材を送り出す現地教育機関とありますが、この現地教育機関というのはどこの国になるのか、そしてこれ送り出す機関はどういう機関なのか、受入機関としては社会福祉協議会になるのかどうか、その辺が分からないので教えていただければ。

黒田高齢者福祉課長 まず、県内でどれぐらいの介護人材が不足しているのかという点についてですけれども、現時点では具体的に把握できていませんが、県の推計では、来年度には約3

40名、団塊の世代が75歳を迎える2025年度には約1,600名の介護人材が不足するんじゃないかと推計しているところです。

また、現在の受入状況についてですけれども、特定技能の方たちはまだ来ていませんが、技能実習生の方々は来ています。本年6月の調査では、二つの施設で計3名の技能実習生の受入れをしているということが分かっています。また、県内の監理団体に聞き取りを行ったところ、今年度はさらに78名の技能実習生の受入れを予定しているとのことでした。

今後、特定技能の制度ができて何名ぐらい必要になってくるのかということについては、こちらも県内の介護事業所に対して受入意向の調査をしました。そうしたところ、特定技能については、32事業所で71名の受入れを希望されていることが分かりました。また、技能実習生についても伺っており、そちらについては21事業所で45名の希望が判明しているところです。

現地での外国人の人材養成の候補地はどこなのかという御質問ですが、開設候補地としては、ベトナムを考えています。ベトナムは、立命館アジア太平洋大学の卒業生で、かつ本県のめじろん海外サポーターをさせていただいている方が代表を務める教育機関があります。そこではベトナム語版の日本式介護の教材を作成しており、現地での人材育成に協力が得られる見込みがあると考えて、ベトナムを想定しているところです。

馬場委員 一つだけ最後に、技能実習の2号と、それから特定技能の1号という、どっちの受入れでもいいような気もするんですけれども、違いはどのような点にあるのか、教えていただければ。

黒田高齢者福祉課長 大きな違いとしては、技能実習制度自体が技能移転を目的として、要は日本で学んで自国に技能を持ち帰るという趣旨の制度です。一方で特定技能というのは、一定の専門性、技術を有して即戦力となる人材として一定期間受け入れる制度です。特定技能については、受入れの段階で日本語の学習能力や介

護技術の基礎的な技術があることを確認するための試験を受けていただくというところでも、やはり特定技能の方が即戦力として見込まれるとは考えています。

木付副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに質疑のある方は、再度申し上げますが、予算概要のページ数、そして事業名をお示しの上、質疑をお願いします。挙手をお願いします。

河野委員 1点お伺いします。

49ページ、がん対策推進事業費の事業概要欄、マル特のがん患者就労継続支援に要する経費です。がん患者の治療と仕事の両立及びがん好発年齢層である高齢労働者の増加を目指すという事業目的が掲載されていますが、この現況と、そしてどのくらいの高齢労働者を事業目標に立てているのかお伺いします。

藤内健康づくり支援課長 がん患者就労継続支援に関するお尋ねです。

現在がんと診断された時点で、3名に1名が依願退職であったり、退職という形で仕事を辞めている状況です。それを避けるために、この事業においては、やっぱり御本人や特に事業主に対して、がんがありながらも治療と就労が継続できる様々な支援を行います。それらを利用して働き続けるためには、がん患者本人にそのことを理解してもらうことがとても大事だと考えています。

そこで、リーフレット8千部と医療機関等に掲示をお願いするポスターを300部用意します。さらには、がん診療連携拠点病院等、がん患者が受診する医療機関において、がんと診断されたら「がんサポートブック」というのをがん患者に渡してもらっていますが、この「がんサポートブック」も8千部用意しています。こうしたことで、仕事と治療の継続が可能だということをまず患者本人に理解してもらうことを考えています。

この事業により具体的に何名就労と治療が両立できるかという具体的な目標については、残念ながら実際には想定していません。

河野委員 今、がんの登録制度ができています

けれども、その登録内容に本人の就労希望とか、そういった部分を記載したりということで、それが治療方針等との間で整合性を持つようなことは今のところないのでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 現在、登録制度を県でもやっていますし、平成28年から全国がん登録制度に移行していますが、就労状況について、それを今言ったような形でリンクさせてという動きは今のところありません。ただ、そうしたことを検討するのは非常に価値があるかと思うので、それは県としても研究したいし、がん登録と就労の継続で何かつながらないかといったところは、国にも問題提起したいと思います。

戸高委員 一つは、72ページの介護労働環境改善事業費の中で、介護ロボットの件で昨年の実績を教えてくださいなと思います。

また、さきほど処遇改善の話が出ましたが、要するに介護ヘルパーにはお金が渡ってなくて、事業者には渡っているんじゃないだろうかという質問がありました。十数年前の最初の処遇改善の制度であればそれもあったような感じがするんですが、今の制度で私はそれはあり得ないと思っています。そこを明確にお答えいただきたいなと。介護職員にきちっと渡っているはずなんですけど、渡ってなくて事業者には来ているだろうという状況がまだあり得るのかお聞きしたいと思います。

黒田高齢者福祉課長 まず、介護労働環境整備事業の介護ロボットの導入支援実績についてお答えします。

平成30年度は、見守りセンサーなど40台の介護ロボットの補助実績があります。

また、処遇改善加算についてですが、基本的には、従業員の方に加算を還元する仕組みになっているので、そのようになっているものと思っていますが、処遇改善を取得されている事業所でも、まだ段階もあるので、県では、低い加算の取得率から高い加算の取得率への取得の促進というところで、各事業所を年間100件ほど回っています。そうした中で、実際の反映状況等もきめ細かく見えていますので、そういった

ところを通じて、介護従業員の方々の処遇がきちんと改善されるような取組をしていきたいと思っています。

戸高委員 ある程度申請の条件があると思えますけれども、事業者がそれに沿って申請すれば、介護ヘルパーにきちんとした処遇の改善がなされているという対応だと私どもも見ていますが、そういう声が出るってということ自体がちょっとおかしな話になっていると思うんで、確認できるのかどうかということです。要するにそういう事態があり得るということですか。事業所には渡っているけれども、ヘルパーには渡っていないという事態があり得るということなんですかね。

黒田高齢者福祉課長 制度に沿ってしっかりやっていたかという前提であれば、もちろんないと思っています。基本的には制度に沿ってきちんと従業員の方に還元いただくという仕組みのもので、そのように認識しています。

戸高委員 ないと言うてもらえばいいんですけども、余計不安になったんです。大丈夫ですか。

黒田高齢者福祉課長 失礼しました。ないと認識しています。

木付副委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付副委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって福祉保健部関係予算に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

午前 11時42分 休憩

→…←

午後 1時 1分 再開

古手川委員長 休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

審査に入ります前に、午前中に質問のあった質疑の取扱いについて申し上げます。

補正予算の審査にあたり、必要性のある予算についても質疑することはできますので、今後はその観点から質疑をするようにお願いします。

→…←

土木建築部関係

古手川委員長 それでは、これより土木建築部関係予算の審査に入りますが、説明は、主要な事業及び新規事業に限り簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、土木建築部関係予算について執行部の説明を求めます。

湯地土木建築部長 それでは、第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、土木建築部関係予算について説明します。

お手元の令和元年度土木建築部予算概要の1ページをお開き願います。左側のⅠの予算のポイントを御覧ください。令和元年度の県政推進指針を踏まえ、土木建築部の主な取組をまとめています。

まず、1点目の災害に強い社会づくりと県土の強靱化による防災力の強化です。頻発、激甚化する様々な自然災害に備えるため、緊急輸送道路上における橋梁の耐震化や大分臨海部コンビナート護岸の強靱化等の地震・津波対策、降雨の激甚化傾向を反映させた雨量統計の解析や玉来ダムの整備、再度災害防止に向けた河川改修等の治水対策、石積み砂防堰堤の改築や流木の捕捉効果が高いスリット付砂防堰堤の整備等の土砂災害対策などの防災・減災対策について、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策も積極的に活用しながら、ハード、ソフトの両面からスピード感を持って取り組み、県土の強靱化を加速前進させます。

2点目は、「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実等です。九州の東の玄関口として、人の流れや物の流れの拠点づくりなどを進めるため、中九州横断道路や中津日田道路などの地域高規格道路や港湾、アクセス道路の整備とともに、都市部の渋滞緩和や地域の暮らしと産業を支える道路の整備など、交通ネットワークの充実、強化に取り組みます。

続いて、Ⅱの事業体系です。土木建築部が取り組む主な31事業を掲げています。詳細については後ほど説明します。

2ページをお開き願います。土木建築部の一般会計の予算案ですが、（1）一般会計の表頭、左から2番目、予算額（A）の列にあるように、

既決予算額は703億6,621万7千円、7月補正予算額は386億9,420万4千円を計上しており、総額は1,090億6,042万1千円です。表の右から2番目、30年度当初予算額(B)の列、895億6,086万1千円と比較すると、その一つ右の欄ですが、194億9,956万円の増額となり、率にして21.8%の増です。また、下の表は、県予算額に占める土木建築部の予算額の構成比を記載しています。令和元年度7月現計予算額の計の欄にあるとおり、県全体に占める土木建築部の構成比は16.9%となっています。

続いて、3ページを御覧ください。土木建築部の予算総括表です。課ごとに公共・単独の部分と財源内訳を一覧表にまとめています。

表の右から2列目の(A) / (B)欄を御覧ください。30年度当初予算額に対する比率を記載しています。土木建築部全体の総計は、一番下の計の欄にあるとおり、公共事業で124.7%、単独事業で115.0%、合計で121.8%です。

4ページから13ページまでは、各ページの下に課名を記載していますが、各課の予算を科目ごとに細分した総括表です。

それでは、予算概要の順に沿って重点事業及び新規事業を中心に主な事業を説明します。

まず、21ページをお開き願います。上から2番目、(公)道路改良事業費ですが、補正予算額は57億7,720万2千円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は173億2,078万6千円です。本事業は、県土の発展を支える中津日田道路の整備をはじめ、国県道の渋滞対策や線形不良、幅員狭小箇所などの改良を行うものです。

次に、25ページをお開き願います。一番上の(公)道路施設補修事業費ですが、補正予算額は40億3,188万円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は79億8,988万円です。本事業は、橋梁やトンネル、舗装などの道路施設の急速な老朽化に対処するため、長寿命化計画に基づき計画的に補修対策を実施するとともに、地震時の落橋や橋脚の倒壊等を未

然に防止するため耐震対策を行うものです。

なお、国庫補助事業の対象とならない道路施設の補修については、1ページお戻りいただき、24ページが一番上の(単)道路施設補修事業費で対応しています。この事業の補正予算額は12億6,132万8千円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は27億2,902万8千円です。

次に、同じく24ページが一番下の(公)道路防災事業費ですが、補正予算額は23億2,814万3千円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は33億1,590万円です。本事業は、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保するため、防災拠点等を結ぶ啓開ルートや、孤立集落対策区間における道路路面の崩壊・落石対策を実施するものです。

次に、29ページを御覧ください。下から2番目、洪水時等避難行動支援事業費ですが、補正予算額は8,200万円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は1億390万円です。本事業は、洪水や高潮による浸水被害から県民の命を守るため、住民の適切な避難を促す取組を市町村と連携して推進するものです。洪水については、公表済みの洪水浸水想定区域図に基づき市町村が作成する洪水ハザードマップについて、その経費の一部を助成することで早期作成を促していきます。また、高潮についても、今年度から住民の的確、確実な避難行動を促すため、最大規模の高潮を想定した高潮浸水想定区域図の作成に着手します。

次に、30ページを御覧ください。一番上の総合治水対策推進事業費ですが、補正予算額及び令和元年度の総計は3,600万円です。本事業は、近年、激甚化、頻発化する豪雨や台風災害への対策を推進していくため、最新の降雨状況や地域の特性を反映させた雨量統計の解析を実施するものです。その後、この解析結果を用いながら河川整備の基本となる計画流量の見直しを行い、総合的な治水対策を推進します。

次に、31ページを御覧ください。上から4番目の(公)広域河川改修事業費ですが、補正予算額は3億2,386万7千円で、既決予算

額と合わせた令和元年度の総計は67億4,738万2千円です。本事業は、頻発する河川の氾濫による浸水被害を踏まえ、県管理河川において災害から県民の生命、財産を守るとともに、良好な河川空間を整備するため河川改修等を実施するものです。今年度は、平成29年の九州北部豪雨や台風第18号で甚大な被害を受けた日田市の大肥川、津久見市の津久見川などで、引き続き河道の拡幅や橋梁の架け替えなどを行い、治水機能の強化を図ります。

次に、32ページを御覧ください。一番上の(公)治水ダム建設事業費ですが、補正予算額は5億6,984万2千円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は42億763万円です。本事業は、過去の集中豪雨で甚大な被害を受けた竹田地域を水害から守るため、玉来ダムを建設するものです。今年度については、ダム本体工事を推進し、あわせて放流設備工事及び管理用道路工事等を実施します。

次に、同じページの一番下の河川施設災害防止緊急対策事業費ですが、補正予算額及び令和元年度の総計は15億円です。本事業は、災害に対して強靱な県土をつくり県民の安全を確保するため、国が新たに創設した緊急自然災害防止対策事業を活用し、国庫補助事業の対象とならない中小河川の河床掘削や堤防かさ上げ、樹木伐採等を実施するものです。既存事業の(単)緊急河床掘削事業や(単)河川海岸改良事業とあわせて治水対策の強化を図ります。

次に、35ページを御覧ください。一番下の土木関係災害時緊急対応事業費ですが、補正予算額及び令和元年度の総計は56億8,500万円です。本事業は、台風や豪雨等による大規模災害発生時により機動的に対応するため、九州北部豪雨など、過去の災害から必要と見込まれる土木施設の緊急的な復旧に要する経費をあらかじめ確保しておくものです。

次に、36ページを御覧ください。一番上の九州の東の玄関口としての拠点化推進事業費ですが、補正予算額及び令和元年度の総計は4,891万1千円です。本事業は、九州の東の玄関口にふさわしい人流・物流拠点の強化に向け

て調査検討を行うものです。具体的には、別府港では、埠頭全体の施工検討やクルーズ船の大型化に伴う船舶の航行安全の検討、大分港では、航路、便数の増加が進むRORO船ターミナルの効率化の検討などを行います。

次に、39ページを御覧ください。下から2番目の公共水域等適正管理推進事業費ですが、補正予算額は5,811万7千円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は1億2,487万8千円です。本事業は、河川や港湾内の安全を確保するため、係船環を設置して係留場所を確保するなど、放置艇の適正管理に向けた取組を行うものです。

次に、44ページを御覧ください。一番下の(公)通常砂防事業費ですが、補正予算額は2億4,441万6千円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は9億8,349万5千円です。本事業は、頻発する土砂災害から住民の生命や財産を守るため、土石流等のおそれがある箇所について、流木捕捉効果の高いスリット付砂防堰堤の整備などを行うものです。

次に、45ページを御覧ください。上から5番目の(公)急傾斜地崩壊対策事業費ですが、補正予算額は9億448万7千円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は18億4,516万3千円です。本事業は、豪雨による崖崩れ等から住民の生命を守るため、急傾斜地において擁壁の新設や法面の保護工事などを実施するものです。

次に、46ページを御覧ください。事業名、一番下の砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費ですが、補正予算額及び令和元年度の総計は13億円です。本事業は、さきほど説明した河川施設災害防止緊急対策事業費と同様に、国が新たに創設した緊急自然災害防止対策事業を積極的に活用し、国庫補助事業の対象とならない急傾斜地の法面对策や、砂防堰堤の整備などを実施するものです。既存事業の(単)急傾斜地崩壊対策事業や(単)砂防改修事業とあわせて土砂災害対策の強化を図ります。

次に、49ページを御覧ください。下から2番目の都市政策推進費ですが、補正予算額は9

00万円で、既決予算額と合わせた令和元年度の総計は4,410万5千円です。本事業は、都市計画区域をはじめとした都市計画の見直しのため、人口規模、建築物、土地利用の動向など、都市の現況等に関する基礎調査及び都市計画区域マスタープラン改定を実施するものです。本事業は、これに加えて、魅力ある都市づくりを推進するため、中・長期的な視点から大分スポーツ公園へのアクセス改善など、県都大分市の交通円滑化に関する検討を行います。

次に、60ページを御覧ください。上から2番目の県営住宅ストック活用推進事業費ですが、補正予算額及び令和元年度の総計は1億8千万円です。本事業は、県営住宅における入居者の安全で安心な住環境の確保や空き住戸等の既存ストックの有効活用を推進するため、老朽化した外壁、ベランダ等の応急補修を緊急的に実施するとともに、浴槽及び給湯設備の設置などを行うものです。

次に、64ページを御覧ください。今回7月補正の計上はありませんが、土木建築部が所管、関係する特別会計をまとめています。

そのうち、上から2番目の臨海工業地帯建設事業特別会計ですが、予算額は3億5,048万8千円です。これは、大分港6号地C-2地区の売却に向けた道路、橋梁工業用水等の整備や維持管理並びに起債の利子償還などに要する経費です。

次に、その下、港湾施設整備事業特別会計ですが、予算額は25億7,900万2千円です。これは、岸壁等港湾施設の機能をさらに発揮させるため、臼杵港などの埠頭用地の造成や、大分港大在コンテナターミナルをはじめとした港湾施設の管理運営、上屋など施設の維持修繕並びに起債の元利償還などに要する経費です。

土木建築部の補正予算説明は以上です。これらの事業の実施にあたり、予算の効果的、効率的な運用はもとより、早期の執行に努めます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

古手川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さまに申し上げます。

答弁は、挙手をし、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁をお願いします。

事前の通告者が8名います。

それでは、順次指名します。

土居委員 まずは概要の15ページです。地域の安心基盤づくりサポート事業費です。河川内小規模支障木緊急除去事業がありますが、これはどういう事業なのか教えてください。

それから26ページ、(単)道路改良事業費です。国道442号、今市から温見の区間については、以前は温見と今市の皆さんが看板を掲げて早期事業化をと声を上げていましたが、今はもう野津原のまちの中まで横断幕が出て、野津原の皆さんもやはりまちに必要な道路整備だと声を上げています。その構想についてお伺いします。

さらには国道442号、竹田市と熊本県との県境の所です。大分県側は県の事業で県境の整備が進んでいますが、熊本県側は進んでいない状況がずっと続いています。協議もしていると思うんですけども、熊本県側との協議の状況についてお伺いします。

それから、県道湛水挾間線の整備の状況と、これからの取組について教えてください。

最後ですが、概要の32ページ、(公)治水ダム建設事業費です。玉来ダムの建設については、部長の説明のとおり、これから放流設備工事があります。ところが、梅雨入りが遅くなっていて、今朝も警報が出るぐらい雨が降っています。ちょっと事業の進捗が心配ですので、その辺も踏まえて今年度の取組について教えてください。

山本建設政策課長 地域の安心基盤づくりサポート事業費についてお答えします。

地域の安心基盤づくりサポート事業は、住民からの要請等に基づき、小規模で迅速な対応が必要な河川、砂防施設等の補修や倒木、崩土の除去等を行うものです。河川内小規模支障木緊急除去事業は、西日本豪雨を契機に、流木や河道内樹木に対する住民からの不安が高まっていることを踏まえ、小規模な流木の除去や河道内

樹木の撤去に特化したメニューを集中的に実施するため、新たに追加したものです。

種蔵道路建設課長 国道442号について、まずは今市から温見の区間の道路整備に関してお答えします。

国道442号については、現在、大分市内の宗方拡幅に取り組んでおり、今年度から4車線区間の工事に着手する予定です。残りの区間の工事や大型物件の用地補償も控えていることから、まだまだ事業費や事業期間が必要な状況です。

御質問の今市から温見の区間の事業については、昨年の第3回定例会の知事答弁でもお答えしていますが、急峻な山地と溪谷に囲まれた狭隘な地形であるため、抜本的な改良には多額の事業費が見込まれます。なお、交通量も少ないため、取り巻く事業環境は大変厳しい状況にあると考えています。しかし、この区間は未改良で、大雨の際には通行をあらかじめ規制する区間にも指定されていることから、対応の必要性は認識しています。平行する県道や中九州横断道路との役割分担、周辺の交通流動の変化などを考慮し、整備方針について考えます。そのため当面は、地元の御意見を伺いながら現道対策や適切な維持管理に努めつつ、実施中の宗方拡幅の事業進捗に努めます。

続けて、県境の整備についてお答えします。

現在、大分県では、国道442号において久住拡幅を事業中であり、その進捗状況などは国道442号道路整備促進期成会を通じ熊本県と情報共有しています。県境からやまなみハイウェイまでの国道442号は1次改良済みであり、2車線は確保しています。しかしながら、路肩が狭い、線形が悪いという状況であることから、今後は、期成会や担当者会議などの場を通じて熊本県に対し当該区間の道路整備について働きかけます。

藤崎道路保全課長 県道湛水挾間線の整備状況についてお答えします。

県道湛水挾間線においては、現在、由布市挾間町の谷工区及び大分市太田、旧野津原町ですけれども田ノ口工区、この2工区で今、改良事

業を実施しているところです。谷工区については、平成28年度に延長600メートル、事業費2億2千万円で事業化し、用地取得を終えた区間から順次工事を進めています。来年度の完了を目指して現在取り組んでいます。また、田ノ口工区については、平成29年度に延長1,360メートル、事業費4億6千万円で事業化をしているところです。昨年度までに道路の詳細設計、用地測量を終え、今年度から用地取得に入っていきたいと考えています。これら事業中の2工区の早期完成に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。また、残る未改良区間については、現在、事業を実施しているこの2工区の進捗状況を見据えながら、今後の検討ということで考えています。

古庄河川課長 玉来ダムの進捗状況についてお答えします。

まず、本体工事については、3月の定礎式を契機に堤体コンクリート打設を本格化させており、6月末時点で約2万立方メートル、全体の約11%の打設を行っています。なお、岩着部の堤体コンクリートの打設前には、河川課による岩盤検査を随時実施し、堤体の安定性を確認しています。

また、取水対策工についてはカーテングラウチング工です。現在、試験施工を実施しており、施工仕様の確定後、速やかに現地に入ります。

次に、堤体下部に埋設する放流設備についても、工場での製作は完了しており、現在は8月からの現場据付けに向け関連工事との工程調整を行っています。なお、出水期間中においても上流仮締切り堤から越水を考慮した安全対策などを行い、工事の進捗を図ります。このように、ダム建設工事は天候に左右されることなくおおむね計画どおりに進捗しており、今後とも地域の皆さまや関係機関の御協力をいただきながら、竹田市民の悲願である玉来ダムの1日も早い完成に向け全力で取り組みます。

土居委員 国道442号の温見の件ですけれども、野津原の皆さんも早期整備を願って今活動しているんですけれども、やはり道の駅が大分川ダムのそばにできますし、ダム建設のときに

土を取った所に公園を造る予定になっています。それをいかすのも、やはりこの国道442号の整備がとっても大事だということで、地域の皆さんも盛り上がっています。ぜひ、宗方が終わりましたら検討に入っていただきたいなと願っていますし、いずれの区間もそれぞれの都市と都市を結ぶとっても重要な路線ですので、早期整備を願って前向きな検討を何とぞよろしくお願い申し上げます。

吉村委員 2点よろしく申し上げます。

概要書の60ページ、県営住宅ストック活用推進事業費について、その対象となっている県営住宅若しくはその地域が大まかでも分かれば、よろしく申し上げます。

もう1点、同じ事業なんですけど、6月に御説明いただいた際は子育て世帯向けの改修が入っていたと思いますが、概要書からは外れています。この子育て世帯向け改修について、今までの実績があれば、その実績数、また、実際にこの子育て世帯の改修をやった部分に対しての需要を教えてくださいなと思います。

大野公営住宅室長 まず、対象となっている県営住宅若しくはその地域についてですが、県営住宅の多くは高度成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいますので、県営住宅ストック活用推進事業において県営住宅における入居者の安全な住環境を確保するための建物応急補修、それから空き住戸などの有効活用を推進するための浴槽等設置及び子育て世帯向け改善の三つを行うものです。

まず、建物の応急補修については、外壁及び屋上防水について、点検の結果、修繕の必要があると判定された住宅に対して今年度から3か年で応急補修を行う予定です。今年度の対象は、緊急性が特に高いと判定された大分市の敷戸住宅、明野住宅、それから宇佐市の小峰住宅など5市13団地を予定しています。

続いて、浴槽等設置については、浴槽や給湯器のない住戸に浴槽、給湯器を整備し、住環境を改善して入居を促進するもので、県営住宅の住戸の多くが入居希望倍率の高い大分市から始めます。

また、子育て世帯向け改善については、台所のLDK化や子ども部屋のフローリング化など、子育て世帯が生活しやすいよう住戸の整備を行っています。工事箇所については、保育所や小学校が近く、子育て環境が整っているため、子育て世帯の需要が見込まれる大分市の敷戸住宅を選定しています。

それから、子育て世帯向け改修の実績ですが、現在工事中で、工事完了後に子育て世帯を対象に募集します。

吉村委員 もう1点、もしお考えがあればぜひお伺いしたいんですが、私は明野に住んでいますが、非常に古い県営住宅が多くなっています。高齢者の方が上層階、4階、5階等に住んでいる場合も多々あり、当然エレベーターがないので非常に上り下りに苦勞されています。また、古い県営住宅のためアンペア数が足らずに、夏の暑い中で生活されているという声を多々聞いています。建物自体が古い造りであることが要因と思われますが、高齢者の方等が住みやすい住宅という部分で何かお考えがあれば、ぜひ聞かせてください。

大野公営住宅室長 まず、今おっしゃったように、高齢者の方に県営住宅でいろいろ御不便をおかけしていることがあります。概要書61ページになりますが、(公)既設県営住宅改善事業費の中で高齢者世帯向けの改善を予算化しています。この中で、住戸内のバリアフリー化、浴槽をまたぎ越しやすいように低いものへ変更する、ドアノブをレバー式に変更するなど、高齢者の方が暮らしやすいように住戸を改修することも行っています。

堤委員 まず59ページ、県営住宅等管理対策事業費。全県の県営住宅で、最近ハトの被害がひどいんですね。ハトよけの網の設置は自己負担と聞いているんですけども、低所得者も多くてやっぱり負担増となると。県として、最低でもその網購入の補助制度を作ったらどうかなと思うんですけども、そういう検討をされるかどうか。

同じく公営住宅の関係で、平成30年3月に国交省は公営住宅管理標準条例案を出して、保

証人の徴求問題とか税金滞納問題などについて条例のモデルケースを県にも示していますけれども、今後、条例改正にどう反映させていくのかということ。

あと、建築住宅課、耐震化や子育て環境整備等の助成の問題ですね。住宅リフォームの関係ですけれども、秋田県では2010年から約7万6千戸で実施して、県の補助金97億円に対し、地域の経済効果が2,280億円と政策評価をされているんですね。他県の状況ではあるんですが、これほどまでの効果が見込まれている耐震化について、政策的目的も必要なんですけれども、中小企業振興条例等から見ても、こういう秋田県のような住宅リフォーム助成制度を県としてそろそろ本気になって検討すべきじゃないかと思いますね。

同じようにリフォームの関係で、社会資本整備総合交付金にはリフォーム市場の活性化等の名目もあり、良質な既存住宅ストックの形成に資する長寿命化や省エネ等のリフォームの促進とうたっています。なぜこれを活用して住宅リフォーム助成制度の拡充をしないのか、これは以前から不思議に思っているんですけれども、再度それについてお聞かせください。

最後に、土砂災害について、一般質問でも質問したんだけど、例のつるさき陽光台の関係で、部長は大分市と協議を行って、今後は崖地の所有者とも協議を行い、地元の方々の心配に答えられるよう関係者と対話、協議をすると答弁をしているんですけれども、住民の不安を払拭するための住民への説明会等はどうな進捗なのか。まだ具体的には行われていないと聞いているんですけれども。また、今度の崖地、土砂災害、急傾斜地の事業を活用してこういう所の事業化はできるかどうかということを含めて答弁をお願いします。

大野公営住宅室長 それでは、県営住宅管理対策についてお答えします。

まず、ハト被害についてです。県営住宅に入居される方には、住宅を正常な状態で維持していただくことを求めています。そのため、ハトよけを設置する場合には、入居者御自身の負担

で設置をしていただいております。その際に、御相談があれば住宅供給公社が取扱業者の紹介を行うなど、お手伝いをしています。なお、空き住戸については、住宅の維持管理や近隣住戸への迷惑防止の観点から住宅供給公社が設置している場合もあります。ハトよけにも様々な方法がありますので、それらの手法をお知らせするとともに、相談にもきめ細やかに応じるよう努めます。

続いて、条例改正についてです。

まず、保証人についてですが、県営住宅に入居する際の連帯保証人は、滞納家賃の徴収や事故など不測の事態に対応するため、従前より県内居住者2名をお願いしています。一方、特別な事情により県内で2名の連帯保証人を確保することが困難であると認められるときには、条例第11条第3項の規定を適用し、連帯保証人を免除できる場合もあり、相談に応じているところです。

続いて、税金滞納についてですが、県営住宅の建設及び管理には多額の公費が投入されています。また、入居者には、収入に応じた家賃を支払っていただくことが義務となっています。他方、県営住宅家賃の滞納整理については、税と異なり、明渡し訴訟等の手続が必要となる場合もあるため、住宅の明渡しを完了するまで滞納が長期化することがあり、時間も経費もかかります。これらのことを総合的に勘案した中で、県営住宅の入居を認めるための判断基準の一つとして、県民税又は市町村税の滞納がないことを条件としています。

樋口建築住宅課長 一般的なリフォームの助成についてお答えします。

大分県としては、子育て満足度日本一の実現のために安心して子どもを育てられる環境や、健康寿命日本一の実現のために高齢者が安心して生活できる環境の実現を目指すなど、明確な目的を持って住宅リフォーム支援を実施しています。一般的なリフォームを助成対象とすることは現在のところ考えていません。また、この事業において施工者を県内業者に限定するなど、地域に一定の経済効果があり、現状でも中小企

業の活性化につながっていると考えています。

次に、社会資本整備総合交付金の活用についてです。社会資本整備総合交付金を活用するには、基幹事業としている公営住宅整備などと関連づけた上で、その効果を促進する事業として計画上の位置付けが必要になります。また、全体に占める効果、促進事業の割合に限度があることなどの制約があるために、本県独自の政策目的を盛り込むリフォーム推進事業にはなじまないと考えています。国の事業では、このほか3世代同居や省エネ対応の改修工事などを対象とした補助制度があり、本県のリフォーム支援事業と併用が可能であるため、相談窓口において国の事業の案内を行うなど、活用の周知に努めているところです。

高橋砂防課長 つるさき陽光台の住民説明会の開催状況ですが、地元の自治会長などの代表4名の方々に対して、大分県、大分市、崖地所有者の3者で、対応方針について3月19日、4月26日の2回説明しています。崖地所有者は、大がかりな対策は予算面で厳しいが、小段排水の清掃や草刈り、小崩落への仮設木柵などの維持管理であれば可能と説明しています。地元の方は、梅雨の様子を見て今後の対応を検討すると話しています。なお、5月7日に崖地所有者から小段排水の清掃完了の連絡を受けているところです。

また、補正予算を組んで県として崖対策を講じるべきではないかという質問ですが、つるさき陽光台の崖地は、民間企業が造成し管理してきた崖地であることや、住宅との間に市道が通っていることから、崖地の所有者や道路管理者がまず対策を検討する必要があると考えています。

堤委員 さっき私が聞いたのは、この二つの問題について、モデルケースとして国が出している条例の改正案を今後どう反映させるのかと。このモデルケースの中で、保証人の徴求についてはもう実質的には必要はないと、また、税金滞納についても問題がないということ国交省が示しているわけね。だから、これについて県としてどう対応するのか。さっきの話は今現在

の話だから、そんなことを聞いているんじゃない、そういうのは知っているわけだから。そうじゃなくて、条例でどう対応するかということ聞いていますので、そこら辺をちゃんと教えてください。

もう一つは、住宅リフォームの関係で、これも今までの答弁のような状況で一步も進んでいないんだけど、もう全国の市町村、573自治体に広がっているでしょ。この制度は、やっぱり家の長寿命化や県産材の使用の拡大、中小企業の仕事の拡大など地域経済の波及効果が大きいことを本当に示しているわけね。経済効果が大きいということは、一般質問でも認めている。ということは、政策的目的プラス中小企業の支援や県産材の拡充というところから再度検討すべきじゃないんですか。再度そこら辺の答弁を求めます。

それともう一つは、最後の砂防の関係で、地元の自治会長を含めて4名に話をしているということなんだけど、この前の土木部長の答弁は住民への説明会を開催すると。確かに所有者と市道が入っていることは分かっています。私も先日見たんだけど、草ぼうぼうで、あれどうやって管理しているのかなと思ったんだけど、そのような状況の中で、企業任せにしていたら、そういう安全対策はなかなかとらないですよ。本格的にやれば、かなり金もかかりますから。そうじゃなくて、やっぱりきちっと県も中に入って市と企業と一緒に3者で住民の不安を払拭するための話合いを持つべきなんよ。そこら辺について予算が付けられないと言ったけれども、そういう対策は最低でもやるべきだと思うんだけど、再度そこら辺を聞きましよう。

大野公営住宅室長 まず、条例改正について、現在、来年4月1日に施行される民法改正があり、それに伴う条例改正の検討をしているところです。いろんなことを検討しているんですけど、他県状況等の調査なども行っています。その中で、連帯保証人については全国的には存続させる県が多いと聞いています。本県の場合は、条例上、特例扱いとして連帯保証人を免除

できる規定があります。全ての都道府県にこういう規定があるわけではなく、県内の市町村でも同様の規定もあるので、その辺りも踏まえるとともに、そういった全国状況、県内市町村状況等も十分に勘案しながら検討を進めたいと考えています。

樋口建築住宅課長 リフォームについてです。市町村の補助が573市町村に広がっていると御案内がありましたけれども、大分県においては、この事業を18市町村全て使っています。全国のリフォーム推進協議会のホームページによると、県のレベルで対応しているところが18あります。大分県では住宅耐震については別事業を構えていますので、この部分を除くと、18の県で実施されているようです。これらの各県の内容を見てみると、その地域の政策であるとか地域課題を対象とした事業が多く、このほかに省エネ推進や移住に関する助成もいくつか見受けられます。大分県では、子育て世帯、3世代同居、高齢者バリアフリー化の三つのタイプを支援しているところですが、省エネ等については、国が直接支援する長期優良住宅化リフォーム推進事業や、移住では、企画振興部で実施している移住者居住支援事業などを市町村や土木事務所の窓口において案内しているところです。

ちなみに、県産材使用のリフォーム等については、県内では大分市と日田市、佐伯市で独自に実施していると聞いています。

高橋砂防課長 市と崖地の所有者の今後の対応の仕方については、県としてもしっかり注視していきたいと思っています。ただ、県としてハード的な対策はとれませんけれども、土砂災害警戒区域の指定をしっかりと進めていき、それを基に市がハザードマップを作成し、それを通じて地区の方々に土砂災害の危険の状況や、いざというときの避難の在り方、そういったものを住民の方に御理解いただければと考えています。

堤委員 住宅リフォームについては、そういう政策的な課題があるということ了他県の中でも大きく評価しているわけで、県としてももうそろそろ考えるべきなんよね。そういうのは、ぜ

ひ強く要望しておきますから。

森委員 それでは、私からは2点です。

まず、予算概要資料の31ページ、上から五つ目、(公)河川緊急情報基盤整備事業費、予算額6,550万3千円についてです。

前年度の予算を見ると1億1,763万1千円ということで、5,200万円程度の予算減となっています。事業概要を見ると、河川水位や雨量に加え洪水時の映像など、より分かりやすい避難情報を県民へ提供するため、水位計の更新など洪水避難情報システムの改修を実施するとあります。実は本日、避難勧告が出たのが私の自宅そばの朝地の平井川という河川で、今はもう解除されていますけれども、ここの映像などの情報を見ました。大野川の支流になるわけですが、大野川については大分市戸次の白滝橋上流の所までは国の管理河川、それから上流の支流、若しくは本流に関しては全て県管理の河川となっています。国管理河川において監視カメラ、水位計等があるんですけども、監視カメラは国交省が合計七つ置いています。県管理河川は六つの監視カメラが現在あり、その一つが平井川の朝地駅前にあるので、さきほども見る事ができました。水位計と監視カメラの一体的な整備というのが情報を得る上で非常に重要だと思います。例えばこの事業をそういった部分で活用するならば、昨年から予算は減になっていますけれども、これで十分なのか。また、監視カメラ等整備について県の方針等があれば伺います。

2番目です。予算概要21ページの(公)道路改良事業費についてです。

先般の一般質問でも申し上げたとおり、豊後大野市に関しては道路の整備率が県平均より低く、7割に満たない状況です。そんな中で、既に用地取得が終了している事業区間で、長期間事業を行っていないながら、なかなか目に見えて進まない工事が多数見受けられます。この前お話しした三重新殿バイパス及び緒方朝地についてはお聞きしたとおりでありますが、そのほかに緒方高千穂、三重弥生、大野緒方、三重野津原線、それぞれ用地取得が終了している部分があります

が、毎年度の事業費が少ないために進捗がなかなか見えないところがあります。この用地取得が終了している事業区間の早期供用に向けて、道路整備率を県平均まで持っていくための重点的な予算配分をお願いしたいところなんですけれども、その辺りについて見解を伺います。

古庄河川課長 大野川河川監視カメラの設置状況、それから今後の方針についてお答えします。

まず、県は水防活動や避難行動を促すために水位観測所を8か所設置しており、県内の県管理河川には河川監視カメラを22基設置しています。このうち大野川水系の県管理区間については6基設置しています。河川監視カメラの映像については、大分県雨量・水位情報サイトの中で閲覧できるようになっており、住民に洪水の切迫感を伝え、早期避難を促す有効な手段だとも認識しています。しかしながら、河川監視カメラを設置していない河川が県内にまだ60か所あることから、安価で簡単に設置できる簡易型河川監視カメラを、平成30年度補正予算の河川緊急情報基盤整備事業により、今年度、県全体で60基増設することにしており、そのうち大野川水系には6基の設置を計画しています。これにより、県管理の大野川水系には合計12基整備されることとなります。

現在、県内の水位周知河川にある水位観測所に監視カメラを設置する取組を進めています。また、平成30年度に県内の中小河川に危機管理型水位計を設置したところですが、水位周知河川における河川監視カメラの設置完了後は、こうした中小河川への設置についての必要性を検討していきたいと思っています。

古手川委員長 答弁は簡潔にお願いします。

種蔵道路建設課長 道路整備についてお答えします。

豊後大野土木事務所管内における県管理道路の改良率は68.4%であり、県平均を下回っている状況です。管内の道路改良事業は、交付金事業で11か所、県単独道路改良事業8か所、合わせて19か所で事業を行っており、特に三重新殿線の牟礼前田工区や秋葉内田工区に重点配分するなど、道路整備の推進に努めてい

ます。事業箇所のうち用地取得完了の箇所も多く、地元の皆さまには道路事業に御協力をいただき、大変感謝します。

一方、交付金事業は、国からの配分額が要望に対して6割程度にとどまっていることや、老朽化対策や防災事業に充当する予算が増えるため、改良事業の円滑な事業推進を図る上で十分な水準ではない状況です。そのため、社会資本整備予算の総枠確保と、整備が遅れている地方への重点配分について国へ提言活動を行っており、今後もしっかり取り組むとともに、県事業の執行管理にあたり、改良事業の早期効果発現がしっかりと図られるよう予算の効率的な活用に努めます。

森委員 河川監視カメラの件、熊本の球磨川という川があります。110キロメートルぐらいで支流もあるんですけども、球磨川は支流まで国の管理河川となっていますので、45か所がインターネットで視聴できる状態です。今、民間のアプリなどでも、県の監視カメラに関しては、河川、道路を見ることができます。災害時、非常に有効だと思いますので、そういった連携が取れるように河川にも設置をお願いしたいと思うのと、大分県の防災アプリではまだ見れない状況なので、その辺りとの連携も図っていただければと思っています。道路整備については、引き続きよろしくをお願いします。

猿渡委員 まず、15ページの土木管理費、共生のまち整備事業費についてです。

公共事業を進める際に、事前に障がい者の方の意見を聞いて、障がい当事者や関係者の意見を取り入れたものにすべきだと思います。いろいろな建築物等ができ上がった後に障がい者の方々から、これでは私たちは使えないという意見があって、改修しないといけない場合があります。それは大変もったいないと思います。手間もお金もかかるし、事前に意見を取り入れたものにすべきだと思います。せっかく障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例を作っていますので、いかしていただきたいと思っています。

二つ目、61ページですけれども、県営住宅

の関係です。

県営住宅にかなり空きがあるじゃないか、なぜ入れないんだという御意見を市民からいただきます。例えば別府の扇山第2住宅の県営住宅の空き状況はどのようになっているのでしょうか。かなり空いていますが、なぜそんなに空いているのか教えてください。

また、単身世帯の場合、60歳以上という年齢制限があると思うんですけれども、高層階については、60歳以上という年齢制限を撤廃して年齢層を広げるべきだと考えますが、どうでしょうか。

加えて、さきほど保証人について免除できるという規定があるとおっしゃったんですが、私は以前、1名は必要だと言われました。これは違いますかね。1名もいなくても大丈夫な場合もあるんでしょうか、その辺り教えてください。

山本建設政策課長 公共事業の事前に障がい者の意見を聞くということについて説明します。

まず、共生のまち整備事業についてですけれども、高齢者、障がい者はもとより、女性や子どもなどの社会活動への参加を妨げる障壁を除去して、共生社会づくりに寄与することを目的としています。そして県が設置又は管理する既存の施設において、点字ブロックや段差解消などの歩道改良、スロープや多機能トイレなどの県有施設の改修、信号機への音響設備追加等のバリアフリー化を推進するものです。

事業実施にあたり、法令等にのっとった上で、自治会をはじめとして関係者からの意見を聞きながら実施しています。特にこの事業の中の歩道に点字ブロックを新たに設置する場合などについては、障がい者団体とも十分協議を行いながら事業をすることとしています。

全体についても、やはり事前に説明をしながら進めることは大変大事だと思っていて、私もできるだけのことに努めています。国道事業を行っている国道197号のリポーン197については、大分県の盲人協会や自立支援おいたの方々にも最初の検討委員会の委員として参画していただき、現地調査等も参加していただいたりしています。

大野公営住宅室長 県営住宅についてお答えします。

まず、扇山第2住宅の空き状況については、1A-1と、それから2A-2の2棟がありますが、そのうち1A-1は30戸中9戸、2A-2は24戸中3戸が現在空室となっています。

空き部屋が多い理由ですが、別府市内の県営住宅の入居状況を眺めてみたときに、比較的海に近い平たん部で、しかも立地条件のよい所は、やはり入居率が高いです。扇山のように、ちょっと上の方にあって道路なんか坂道になっている所に立地している県営住宅は比較的入居率が低いという傾向があるので、立地条件が主要な要因の一つであると考えます。

それから、単身世帯の年齢制限については、県営住宅は一般的に住宅に関する公的援助の必要性の高い同居者のある世帯を対象として建設されており、条例第6条において、入居するときに同居親族のあることを要件として規定しています。ただし、特に居住の安定を図る必要があるものについては特段の配慮が必要と考えられますので、住戸の形式や面積に一定の制限はありますが、例外的に単身での入居を認めているところです。特に居住の安定を図る必要があるものの判断については、生活保護の被保護者や障がい者などであれば年齢に関わりなく、そうでない方については60歳以上であることとしています。

それから、最後に、保証人免除の関係で、保証人は今現在、本県では2名を求めているところです。保証人免除の規定はありますが、何か事故があったときの緊急連絡等が必要になりますので、できる限り1名の確保はお願いするという取扱いをしています。ですから、1名もどうしても確保できないということがありましたら、保証人ゼロという場合もあります。

猿渡委員 公共事業のバリアフリーの関係ですけれども、そういった意見を事前に障がい者団体などの関係団体から聞いているところもあるかと思うんですけれども、そうでない工事もあると思うんですね。後からここをやり直してくれというのは本当にもったいない話ですので、

NPOだとか意見を聞けるところはたくさんありますので、ぜひいろいろな工事で事前に意見を聞いていただきたいと思います。

それと、県営住宅の関係です。私も扇山に住んでいますので、買物も高齢者の方が不便だったり、車がないと不便なのはよく分かるんですね。そうであるならば、やはり空けておくよりも、年齢制限を広げてでも入居していただく方がいいんじゃないかと思うんですよ。入居したい人がたくさんいるのに何で空いているのって、何か月もあそこ空いているじゃないと言われるんですよ。30部屋のうち9戸も空いていたら、やっぱり近所の方もそう言いますよね。なので、やはり対象を広げていただきたい。例外的に認めているって言うんですけれども、それはどのくらい周知していますか。皆さん知っているでしょうか。階段を上らないといけないという状況があるんで、やはり60代未満の方にも御入居いただいて、60代未満の方も今低所得や単身の方は多いと思いますので、ぜひそこを広げていただきたい。

保証人のことで本当に困っている方がいて、その方を連れて一緒に本庁まで来たんですね。1名はどうしても必要だと言われました。もうゼロでもいいということは、その方が対象になるかどうかは別にして、そういう説明はありませんでした。ゼロでいいなら、そういう場合もありますよと、あなたが対象になるかどうかは調べないと分からないけれども、という説明があるべきだと思うんですけれども、そんな説明なかったですよ。

だからどこに行っても誰が行っても、そういう規定があるならば、ゼロでもいい場合がありますという説明をきちんとすべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

大野公営住宅室長 保証人について説明が不足していたという、今のお話のようなことのないように、公社や当該職員に対しては十分に指導します。（「年齢」と言う者あり）

年齢制限の撤廃については、さきほど住宅ストック活用事業でも説明しましたが、基本的には、県営住宅は、もともと世帯の入居のために

建設されたものであり、今のニーズに合わないとか老朽化とかいろんな問題があって、入居率が低いという状態もあると考えています。したがって、それらの住戸の環境を改善して、世帯の方、新婚であるとか子育てとか、そういった若い世代の方たちも入居していただけるような整備を行い、入居率を向上するということをまず第一に考えています。

猿渡委員 ニーズに合っていないというなら、今言われたようにニーズに合うようにぜひ整備をして、住居に困る方々は今たくさんいらっしゃるわけですから、そういう困っている方々が極力入れるように、ぜひ改善していただきたいということをお願いして、終わります。

小嶋委員 私から3点、事前にお伝えしていますが、一つは、事業概要23ページです。（単）交通安全事業費のうち弱者事故対策事業費について、少し詳細を説明いただければと思います。

それから二つ目ですが、33ページ、（公）海岸環境整備事業費について、事業内容の詳細と、これは継続事業であると思うんですが、ただ、こういう場合の補正の理由ですね。2千万円ぐらいの補正を付けているんですが、既決の予算が4,700万円あって、事業箇所も安岐海岸って決まっていますという理由で補正したのか説明いただきたいと思います。

それから39ページ、公共水域等適正管理推進事業費です。これが河川や港湾内の安全の確保を図るため、関係機関と調整を図りながら管理や防災面で支障となる放置艇の解消に向けた施設整備等に要する経費5,811万7千円ということで、この数字そのものが暫定係留施設整備等工事費となっている。港湾の中ということですが、どこを予定しているかお尋ねします。

藤崎道路保全課長 弱者事故対策事業費について説明します。

弱者事故対策事業は、子どもや高齢者など、いわゆる交通弱者の安全確保を行うとともに、事故が多く発生している箇所の事故対策を実施するものです。具体的な例としては、路肩や横断歩道前後のカラー化、ガードレール設置など

による歩行者の安全確保、交差点マークやドットラインの設置による自動車の事故防止などがあります。また、その対策箇所については、毎年、直近の事故発生状況、通学路合同点検の結果や地元要望等を踏まえて決定しています。

なお、今年度は、特に5月に発生した大津市の園児死亡事故を受け、毎年行っている通学路合同点検に加えて未就学児の移動経路についても、県警や教育庁、市町村等との関係機関と共に連携しながら対応するように今取り組んでいるところです。

古庄河川課長 海岸環境整備事業費についてお答えします。

本事業は、大分空港に隣接する国東市、安岐町塩屋の安岐海岸において平成13年度から実施しており、高潮からの背後地の防護及び環境整備による快適な海浜利用の増進により地域の活性化を図るものです。安岐海岸は、ウインドサーフィンなど海洋性レクリエーションの場としても大いに利用されていることから、既設の離岸堤をなくし、海面下の堤防である人工リーフを設置するとともに、階段式護岸を設置するなど、環境や景観、両面に配慮した事業を実施しています。

さらに、台風襲来時には海砂が巻き上がり、国道213号の通行止めが発生しているため、平成29年度より、海砂からの防護対策として防砂柵を設置しています。今年度は、この防砂柵の進捗を図るものです。補正予算については、当初この事業は令和2年度完成予定で、それに向けて国の内示を多くいただき、補正をしています。令和2年度完成に向けた予算の確保です。

外池港湾課長 放置艇対策の施設整備についてお答えします。

県内では約5,700隻の放置艇が存在しています。津波による2次被害等が懸念されることから、早急な係留保管の適正化が求められます。このため県では放置艇解消に向けて、ソフト、ハードの両面から対策に取り組んでいます。施設整備の考え方として、他の船舶の安全な航行を確保するために、港湾や河川内において暫定係留施設として係船環の整備を行うものです。

今回の補正予算では5,811万7千円、これで県下の港湾360隻分の係船環を設置する予定にしています。具体的な箇所については、国東港、それから大分港、臼杵港、津久見港等々を含めて、ほかにも全県下ありますが、860隻分の設置を予定しているところです。

小嶋委員 3点目の今言われたこと、ちょっと最後の方がよく聞こえなかったのもう少し明瞭にお願いしたいんですが、1点目、2点目はそういうことで理解しました。

3点目についてですけれども、5,700艇ほど放置艇があることが数字としては分かったわけですけれども、特に国東半島では、放置艇としてもう本当に使えないものが海岸に置き去りにされているという状況もあると思うんです。これは土木のみならず農林水産でも議論しなきゃいかんのかなと思うんですが、その放置艇の処理と言うか整理については、海岸の漁港に置き去りにされている廃棄船なども対象になるのかどうかお聞かせください。

外池港湾課長 港湾、河川、漁港については実態を調べており、所有者のいない船舶については、放置禁止ということで簡易代執行等で、今年、来年に向けて処理するように、今検討しているところです。

小嶋委員 私も、調べに行かないけんはずっと思っているんですけれども、写真などで見てみると、ちょっとこのままでは、例えば震災が起こって津波が押し寄せて、そしてその放置艇がずっと置き去りにされている場合、もう御承知のとおり危険物になるわけですね。命を脅かす危険物になって、津波で放置されているものが人が住んでいる所に押し寄せてくる。そういうことを考えると早期にきちっとした整理をしなければならんと思っておりますけれども、そういう意味での問題意識と言うか、状況についてはどの程度把握されているでしょうか。

渡辺土木建築企画課長 放置艇の問題については、さきの県議会でも御質問に答弁したように、漁船も含めて県内に5,700隻あるというのは認識しています。

まずは、所有者の方に片付けていただくとい

うのが基本です。ただ、なかなか所有者が見つからなかったりとか、あるいはもういなかったりとかいうことで放置されているものについてどうするかということで、重点推進区域を決めて今一生懸命やっているところです。

そのベースになるものは、河川法なり港湾法なり、それぞれの管理をする法律があるので、それに乗せていくということがまず大事です。それに乗っていく分、きちんと整理していただける分については許可をして、料金をいただくということです。ただ、そこで乗ってこない、人がいないとかどうしても言うことを聞いていただけないものについては、さきほど説明したように簡易代執行ということで、所有者がいなものについては除去する、いるものについては代執行するという形で、それぞれ連携して進めたいと思っています。今年度、まず佐伯を先行して重点推進区域に指定して重点的に進めているので、委員の皆さまにも御協力をいただきたいと思います。

尾島委員 30ページの総合治水対策推進事業費について質問します。

この事業については、昨年12月、羽野議員が治水対策ということで質問しました。その答弁にあったものが今回予算化されたんではないかと感じています。この事業の中身を見ると、雨量統計の解析、更新が一番大きな目的になっているわけですが、雨量統計の解析ということになれば相当専門的な知見が必要ではないかと思えます。今回、委託料等が計上されていないんですが、この解析については県でやるのか、それとも専門的な機関に要請するのか、あるいは助言を求めるのか、その辺が分かりましたら答弁をいただきたい。

それから、さきほど部長から、こういった治水対策の基礎となる調査を行うことで河川流量の推計、そして総合的な治水対策ということで詳しく説明があったわけですが、やはり流すだけではなく、ためること、それから備えること。流す、蓄える、備える、こういった三つの対策が必要だと言われているので、この結果をどう反映していくのか、お考えをお聞かせい

ただきたい。

それから、近年、河川氾濫は、あらゆる流域と言うか、中小河川でも発生しているわけで、今回の調査の対象箇所は県下全域の流域河川なのか、その辺が分かりましたらお願いします。

古庄河川課長 総合治水対策推進事業費についてお答えします。

本事業は、近年、激甚化、頻発化する豪雨や台風被害への対策を推進していくため、まずは、その基本情報となる雨の降り方の強さを表す降雨強度式を更新する必要があることから、最新の降雨状況や土地利用状況などの地域特性を反映させた雨量統計の解析を今年度行うものです。

この雨量解析は、平成9年の4月に改定した現行の大分県確率降雨強度式に用いた雨量データに直近の雨量データを加え、統計処理を機械的に行うものです。この処理結果を使い、新しい大分県確率降雨強度式に改定します。前回と同様に、やはり専門能力を有するコンサルタントへ委託して実施する計画です。

それから、これにより降雨強度を用い、来年度から河川整備の基本となる計画流量の見直しを行います。計画流量が増加することも今の降り方を見ると想定されるので、増加量に応じて必要となる治水対策を、現段階ではハード、ソフト面から総合的に検討します。これらの検討は国直轄機関との調整が必要なこともあるので、国の協力も得ながら県下全域の河川で対応していきたいと思っています。

馬場委員 26ページの(単)道路改良事業費で、7月補正で12億2,308万円が計上されています。この事業でそれぞれの県内の各地域の生活の安全・安心を高めるため、集落から病院へのアクセスの改善や、通学、買物等の利便性の向上等につながる道路を整備するというで、具体的に整備される路線としてはもう把握されているんだと思います。この補正が計上されて、もし把握されているとすれば、その整備率と言うか、改良率はどのくらいになっているのかお尋ねします。

藤崎道路保全課長 (単)道路改良事業費についてですが、基本的には比較的小規模な2車線

改良とか1.5車線の道路改良をやっているところ。例年5月頃に、土木事務所が作成する予算の要望資料を基にヒアリングを行っており、その際に事業箇所の進捗状況等については確認しています。全体予算でやっていますけれども、どこをどうするかということは全部把握しています。

整備率、改良率ということですが、それぞれの路線ごとではなくて、県全体の管理道路の改良率ということで申し上げれば、5.5メートル以上の改良率は、国県道含めて全部で75.2%です。

古手川委員長 以上で事前通告者の質疑を終了します。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

井上（伸）委員 15ページの地域の安心基盤づくりサポート事業の中に……。

古手川委員長 マイクをお願いします。

井上（伸）委員 河川内小規模支障木緊急除去事業ですが、支障木って言うのはいいのかわかりませんが、河川のみならず、国県道に覆いかぶさっている木がやっぱりすごく多いんですね。県道に覆いかぶさって、危ないということもあるし、支障木として切ってもらいたいのが結構あるんですよ。河川よりもこちらの方がかなり多いんじゃないかと思うんですが、年間委託料はどうなんですか。県道の場合は年間委託で整備等も含めてやっていると思うんですが、要するにそういう箇所がかなり多くなったんで、具体的にやっていただきたい。

その下の安心・安全を支えるインフラ点検事業費について、点検よりもとにかく覆いかぶさっているんで、即切っていただくという形にできないのかね。もう危ないんですよ、覆いかぶさって。ですから点検するなら切ってもらった方がいい。

と言うのが、私、よく熊本県道を通るんですが、熊本県は県道沿いを右側なら右側を全部一斉に切っちゃうんですよ、機械等を使って。言いたいのは、点検よりもとにかくこのお金があるんだったら実際に切ってほしいと、そ

の方が早いんじゃないかと思います。その辺ちょっと考え方を考えていただきたいと思います。

古手川委員長 井上委員、今のは道路の支障木についての対応について……。

井上（伸）委員 そうです。県道の支障木も含めて。

藤崎道路保全課長 道路の支障木についてです。

基本的には、年間の維持委託の中で土木事務所ごとに維持の業者を決めて委託していますので、その中で支障木を切るようになっていますが、それでもまだ危ない所は、木の所有者との協議を経た上でないと、県としてもなかなか切れないので、箇所箇所に応じて対応しているという状況です。

井上（伸）委員 そういった許可がいるということもありますけれども、そこは、その沿線における自治会、住民の皆さん方に話せば、結構所有者の方もそこにおられるので早いんですよ。ですから、点検した後で関係者に行って話して結論を出すというやり方よりも、自治会に話をした方が、すごく早いんですね。少し頭を切り替えていただくとありがたいなと思っています。要望します。

古手川委員長 では、要望としてお受けします。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって土木建築関係予算に対する質疑を終わります。

古手川委員長 以上で本日の審査日程は終わりました。

次会は、明23日午前10時から当議場で開きます。

これをもって、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。